

第1章 総 則

町土の保全

- ・ 治水
- ・ 海岸

洪水浸水想定区域

(第1節 風 - 1 - 2)

(第1節 風 - 1 - 3)

(第2節 風 - 1 - 4)

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本編は、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨災害での教訓を踏まえて、平成29年度修正において更新したものである。

第1節 町土の保全

白子町は、房総半島の中央東部に位置し、九十九里浜の海岸線を有する状況から、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、住宅地化及び観光を主とする都市化の進展とともに、町民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

1 治水

河川が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、県と連携し、総合治水対策特定河川事業、防災調節池事業等の河川改修事業を推進するとともに、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

町の主要河川名	特 徴
新川、栗山川、木戸川、作田川、真亀川、南白亀川、赤目川、内谷川 等	1．太平洋に面した九十九里平野を形成している。 2．河川は大網白里市餅ノ木地先の丘陵地を水源とし、低平地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでいる。3．赤目川の中・上流部及び小中川の最上流については未改修区間があり、上流部沿川の急激な市街地化に伴う流出増により、宅地や農地の浸水被害が顕著となっている。 4．中・下流の低地では、地盤沈下が顕著であり、今後、内水被害の増大が懸念される。



2 海岸

九十九里海岸は弧状をなして発達する砂浜海岸でその延長は約60kmに達し、そのうち本町の海岸線は約6kmとなっている。この地域の海岸の特性として、被害の様相は、波浪による浸食が多く、保全施設は緩傾斜護岸とヘッドランド（人工岬）、養浜との組合せ等で海岸侵食防止を図っている。

昭和25年度から海岸事業に国庫補助の途がひらかれて以来、本県の海岸保全施設事業も着々とその成果をあげているが、海岸保全施設の公共的重要性が増大してきている。

第2節 洪水浸水想定区域

白子町は、南白亀川の洪水浸水想定区域図（平成19年9月28日指定）に伴い、洪水ハザードマップを整理している。

千葉県は今後、平成27年5月の水防法一部改正に伴い、想定される最大規模の降雨に伴う洪水浸水想定区域を公表する予定であることから、町は洪水ハザードマップの更新を図る必要がある。

第 2 章 災害予防計画

防災意識の向上		
・ 防災教育	(第1節)	風-2-3)
・ 過去の災害教訓の伝承	(第1節)	風-2-3)
・ 防災広報の充実	(第1節)	風-2-3)
・ 自主防災体制の強化	(第1節)	風-2-4)
・ 防災訓練の充実	(第1節)	風-2-6)
・ 地区防災計画の策定	(第1節)	風-2-7)
水害予防対策		
・ 水害予防計画	(第2節)	風-2-8)
・ 高潮予防計画	(第2節)	風-2-12)
・ 洪水又は高潮の浸水想定区域の指定に伴う措置	(第2節)	風-2-13)
風害予防対策		
・ 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	(第3節)	風-2-15)
・ 農作物等の風害防止対策	(第3節)	風-2-16)
・ 電力施設風害防止対策	(第3節)	風-2-17)
・ 通信施設風害防止対策	(第3節)	風-2-18)
雪害予防対策		
・ 道路雪害防止対策	(第4節)	風-2-19)
・ 農作物等の雪害防止対策	(第4節)	風-2-19)
・ 電力施設雪害防止対策	(第4節)	風-2-20)
・ 通信施設雪害防止対策	(第4節)	風-2-20)
火災予防対策		
・ 火災予防に係る立入検査	(第5節)	風-2-21)
・ 住宅防火対策	(第5節)	風-2-21)
・ 火災予防についての啓発	(第5節)	風-2-21)
消防計画		
・ 消防体制・施設の強化	(第6節)	風-2-23)
・ 消防職員、団員の教育訓練	(第6節)	風-2-23)
・ 市町村相互の応援体制	(第6節)	風-2-23)
・ 消防思想の普及	(第6節)	風-2-24)
・ 町の消防計画及びその推進	(第6節)	風-2-24)
要配慮者等の安全確保のための体制整備		
・ 避難行動要支援者に対する対応	(第7節)	風-2-26)
・ 要配慮者全般に対する対応	(第7節)	風-2-29)
・ 社会福祉施設等における防災対策	(第7節)	風-2-30)
・ 外国人に対する対策	(第7節)	風-2-30)
情報連絡体制の整備		
・ 町における災害情報通信施設の整備	(第8節)	風-2-32)
・ 災害情報集約システムの整備	(第8節)	風-2-32)
・ 災害情報一括配信システムの整備	(第8節)	風-2-32)
・ 自治体メールサービスの整備	(第8節)	風-2-32)
・ 全国瞬時警報システムの整備	(第8節)	風-2-33)
・ 県における災害情報通信施設の整備	(第8節)	風-2-33)
・ 警察における災害通信網の整備	(第8節)	風-2-33)
・ 東日本電信電話株式会社千葉事業部における災害通信施設の整備	(第8節)	風-2-33)
・ 株式会社NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	(第8節)	風-2-33)
・ KDDI株式会社事業所等における災害通信施設等の整備	(第8節)	風-2-33)
・ ソフトバンク株式会社の災害通信施設等の整備	(第8節)	風-2-33)
・ 非常通信体制の充実強化	(第8節)	風-2-34)
・ アマチュア無線の活用	(第8節)	風-2-34)
・ その他通信網の整備	(第8節)	風-2-34)
・ Lアラートの活用	(第8節)	風-2-34)

備蓄・物流計画	
・ 食料・生活必需品等の供給体制の整備	(第9節 風 - 2 - 35)
・ 医薬品及び応急医療資機材等の整備	(第9節 風 - 2 - 36)
・ 水防用資機材の整備	(第9節 風 - 2 - 36)
防災施設の整備	
・ 避難施設の整備	(第10節 風 - 2 - 37)
帰宅困難者等対策	
・ 一斉帰宅の抑制	(第11節 風 - 2 - 39)
・ 安否確認手段の普及・啓発	(第11節 風 - 2 - 39)
・ 帰宅困難者等への情報提供	(第11節 風 - 2 - 39)
・ 企業、学校、保育所など関係機関における施設内待機のための対策の要請	(第11節 風 - 2 - 39)
防災体制の整備	
・ 町の防災体制の整備	(第12節 風 - 2 - 40)
・ 初動体制の強化	(第12節 風 - 2 - 41)
・ 広域避難者の受入体制の整備	(第12節 風 - 2 - 41)
・ 業務継続計画策定の検討	(第12節 風 - 2 - 41)

第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、町民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、町民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、町民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育（総務課、住民課、教育課、生涯学習課、県、防災関係機関）

町、県及び防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、保護者を含む幼児、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承（総務課、県）

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実（総務課、生涯学習課、県、防災関係機関）

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

（1）広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、町民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

（ア）警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明

（イ）避難する場合の携帯品

(ウ) 避難予定場所と経路等

(エ) 被災世帯の心得ておくべき事項

イ 水害危険箇所等

町は、県が指定する洪水浸水想定区域や町が把握する過去の浸水実績等に基づく水害危険箇所や水害リスク情報について、ハザードマップ等を作成して町民等に周知する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として町内を流れる河川の流域など白子町に影響のある地域の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条の規定に基づく「白子町地域防災計画」の要旨の公表は、白子町防災会議が白子町地域防災計画を作成し、または修正した時に、その概要について行う。

(2) 実施方法

ア 新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災知識の普及を図る。

イ ラジオ、テレビの利用

防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

ウ 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

エ 広報紙

防災に関する知識を深めるため、「広報しらこ」等に、防災知識に関する事項を掲載する。

オ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時町民及び町職員その他関係者を対象として実施する。

カ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

キ 防災センターの活用

町は、防災センターの活用を図り、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

ク 公民館等の町公共施設の活用

公民館等の町公共施設を活用し、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

ケ インターネットの活用

町ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化（総務課、健康福祉課、産業課、商工観光課、ガス事業所、事業所、県）

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、町民と協力して避難行動要支援者避難支援プランの策定を進めることとする。

町は、自主防災組織の機能強化を図るため、県と連携し、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座への参加を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、町と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（地域の災害履歴や浸水実績、洪水浸水想定区域や洪水ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（火気器具・危険物品・建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、スーパー等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等について、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る

消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

ウ 中小企業の事業継続

風水害等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実（総務課、消防本部、県）

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

（１）水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、県が行う水防に関する訓練に参加する。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

（２）消防訓練

町は、町の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

（３）避難等救助訓練

町、その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等においては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うものとする。

（４）総合防災訓練

町は、県及び関係機関と合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

6 地区防災計画の策定（総務課）

地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から自治会、自主防災組織等の地域コミュニティ及び事業者に対して地区防災計画の策定を推進する。

第2節 水害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、町民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

- 1 水害予防計画（総務課、建設課、産業課、県、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

(1) 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

ア 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

(ア) 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが発生する。

(イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

(ウ) 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

イ 水害に対する恒久的な防ぎ方

(ア) 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

(イ) 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

(ア) 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムでの放流などを行ない、洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、

避難の準備をしておくことなども重要である。

(イ) 水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に窒素肥料は、水稲の水害を大きくするから、控えるといった注意も必要である。

エ 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

(2) 河川改修等の治水事業

白子町の主な河川は、町のほぼ中央の南白亀川（二級河川）とその支流である赤目川、新川、内谷川（二級河川）の4河川が分布し、南白亀川は太平洋に流入している。

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨時には小河川や町内排水路等で溢水状態となり、河川周辺の道路や住宅等への水害の発生がまだ見られる。そのため、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

また、町は県と連携し、水害を防止するため、河川改修を推進する。

ア 洪水ハザードマップの作成・周知

町は河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップを整備する。

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として作成、公表して地域住民への周知を図るものであり、浸水情報や避難場所等を記載したものである。

洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や洪水浸水想定区域図等については河川管理者が町に対して情報提供する。また、河川管理者自らも、インターネット等を通じて浸水実績図等の積極的公表に努めるものである。

なお、洪水浸水想定区域は、水防法第14条第1項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものであったが、平成27年の水防法の改定により対象降雨が「計画の基本となる降雨」から「想定最大規模降雨」へ変更となり、それに伴い想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域へ順次拡充される予定である。

このため、町は、県により想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域が公表された際には、これに基づく洪水ハザードマップを作成、公表するものとする。

また、町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。

イ 雨水排水の流出抑制

宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、県では、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を平成15年に策定している。

町は、同手引きに基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

(3) 浸水予想区域の調査及び周知

ア 浸水予想区域の調査

町及び県は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫や海岸近くにおける高潮の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

(ア) 浸水予想区域の調査

県管理の一・二級河川、湖沼等は、下記危険度評定基準により行っている。

評 定 基 準

過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水（床下・床上）の被害が予想される河川。
なお、降雨の規模は概ね50mm/h程度であるが、今後、想定最大規模降雨に拡充予定である。

(イ) 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸の近くでは高潮、津波に対し、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

高潮、津波、洪水等の危険は、これらに対する施設設備の状況によって評価されるべきであるから、この項では、内水による危険区域という面で評価する。

もちろんこの危険は、外的条件との相対的関連によって決定されるべきであるが、ここでは累積沈下量200mm若しくは平均満潮面以下の区域として決定している。

本町は、地盤沈下による危険区域に該当しているが、区域の見直しは、毎年の水準測量調査結果による。

九十九里地区（白子町、一宮町、長生村、大網白里市、茂原市、睦沢町の一部）

イ 浸水予想区域等の周知

町は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努めるものとする。

また、県は、町が各種ハザードマップを作成するにあたり必要に応じ、浸水実績図や浸水予想区域図等を提供し、支援するものとする。

(4) 水被害軽減地区の指定による浸水拡大を抑制する施設等の保全

町は、下記要件の土地のうち、河川に対して浸水を抑制すべきエリアを守る形で位置しているもので、当該土地の有無により浸水拡大を抑制する効用があるものについて、当該土地の所有者の同意を得て浸水被害軽減地区として指定することで、浸水拡大を抑制する土地や施設等の保全を図る。また、町は、浸水被害軽減地区を指定したときは、その地区内に浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設置するものとする。

ア 歴史的に形成されたいわゆる輪中堤防やその跡地

イ 「河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地」である自然堤防

(5) 浸水実績等の把握に基づく水害リスク情報の周知

町は、南白亀川、赤目川、内谷川以外の町の区域内に存する河川で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川については、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況などの浸水実績を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水害リスク情報としてを住民等に周知する。

(6) 大規模氾濫減災対策協議会の協議事項の尊重義務

県による想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図の公表に伴い、大規模氾濫減災協議会が組織された際には、町は、円滑かつ迅速な避難のための取組や的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水・浸水被害軽減に関する取組等について協議等を行うとともに、水防法第15条第10項に基づき、町はその協議結果を尊重する義務を負うとされていることから、当該協議結果を町地域防災計画に反映することで取組を推進する。

(7) 水防協力団体の指定

町は、水防活動への協力、水防に関する知識の普及及び啓発等を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずる団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、町は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

(8) 民間事業者等を活用した水防活動の円滑化に向けた備え

町は、地域の水防力を確保するために、従来の水防団等による水防活動を補う主体として、大型の重機を所有していたり、応急復旧に関する知見を有する民間事業者等に対して、必要に応じ水防活動を委任するものとする。洪水時等に民間事業者等に水防活動を円滑に委任するためには、平常時から水防活動を行う箇所やその内容等の委任の範囲について調整を行っておくことが必要であるため、町は、過去の活動実績を勘案する等して水防活動を委任する民間事業者等を選定し、当該民間事業者等の間で災害協定等を締結するなど、水防活動の円滑化に向けた必要な措置を行う。

(9) 道路災害による事故防止

ア 道路防災施設等の整備

町は台風や集中豪雨等により道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、県は雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

(10) 気象（降水量）河川水位等の観測

ア 雨量観測所

千葉県水防テレメーター雨量観測所は、県庁局ほか99か所に設置されている。

イ 水位観測所

千葉県水防テレメーター水位観測所は矢作局ほか108か所に設置されており、町域内においては、1か所が設置されている。

河川名	観測所名	位置
南白亀川	虎橋	長生郡白子町古所地先

ウ 気象官署の観測

本編 第3章 第2節「情報の収集・伝達活動」に基づき、気象情報の観測を行う。

<資料編3 - 1 気象等観測所一覧>

(11) 電力施設洪水対策

洪水対策は次のとおりであるが、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

イ 防災施設の現況

(ア) 送電設備

高潮対策に準じる。

(イ) 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(ウ) 配電設備

高潮対策に準じる。

(エ) 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ 防災事業計画

全般計画、実施計画とも上記イに準じ実施するよう努める。

(12) 通信施設水害防止対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にすよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

2 高潮予防計画（総務課、県、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

(1) 海岸高潮対策

千葉県海岸総延長約534kmのうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

本町は、太平洋に面し高潮等による被害を受ける危険があり、国土交通省（旧建設省）所管海岸において、保全区域に指定されている。

(2) 地盤沈下対策

本町を含む九十九里地域では、昭和48年までは毎年10cm前後沈下していたものの、同年の天然ガス採取企業と県との間で地盤沈下防止協定による井戸の削減及び天然ガスかん水の地上排水量の削減等により、以降は沈静化の傾向にある。

地盤沈下が生じると、回復はほとんど不可能であり、地盤沈下により低くなった地域においては、高潮対策並びに洪水対策及び常時排水不良対策のため、海岸高潮対策事業や地盤沈下対策事業により排水機場を設置している。

(3) 保安林整備事業

県は、森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）を実施する。

なお、実施にあたっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

(4) 電力施設高潮対策

高潮対策は次のとおりであるが、これは高潮によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

(A.P: 荒川工事基準面)

(ア) 火力発電設備	A.P + 4.0m (参考、護岸の高さA.P + 4.0m)
(イ) 送電設備	A.P + 4.7m
(ウ) 変電設備	A.P + 4.7m
(エ) 配電設備	A.P + 4.0m

イ 防災施設の現況

(ア) 火力発電設備

護岸の築造

a 千葉火力発電所	A.P + 5.0m (護岸)
b 五井火力発電所	A.P + 5.5m (護岸)

- c 姉崎火力発電所 (a) A . P + 5.5m (護岸) (b) A . P + 4.5m (護岸)
- d 袖ヶ浦火力発電所 A . P + 5.0m (護岸)
- e 袖ヶ浦火力発電所隣接地区 (a) A . P + 3.6m (護岸) (b) A . P + 4.6m (護岸)
- f 富津火力発電所 A . P + 4.3m (護岸)

(イ) 送電設備

最高潮位 A . P + 5.0m を目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を実施している。

(ウ) 配電設備

A . P + 4.0m 以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

ウ 防災事業計画

(ア) 火力発電設備

新設火力発電所については、基準高潮位に対し、十分な地盤高又は床高を考慮する。既設火力発電所については、本館への海水侵入を防止することを第一の目的とし、特に必要のある発電所については、防潮堤の築造も考慮する。

(イ) 送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

(ウ) 変電設備

原則として計画高水位以上に設置し、やむをえない場合は浸水しても影響のない構造とするか、防護施設を設ける。あわせて、排水設備を設ける等の対策を行う。

(エ) 配電設備

A . P + 4.0m 以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

(オ) 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(5) 通信設備高潮災害予防対策

水害、風害、雪害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集、復旧に対処する。

(6) 高潮浸水想定区域の指定等

県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。

町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。

< 資料編 3 - 2 海象観測所一覧 >

3 洪水又は高潮の浸水想定区域の指定に伴う措置 (総務課、健康福祉課、商工観光課)

(1) 浸水想定区域の指定に伴う対応

町は、県知事による浸水想定区域 (洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。) の指定があったとき、町地域防災計画に浸水想定区域毎に下記事項について定める。

ア 洪水又は高潮の浸水想定区域内の下記施設の名称および所在地

(ア) 要配慮者利用施設 (社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)

(イ) 大規模な工場その他の施設 (国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもので、当該施設所有者又は管理者から申出があった場合)

イ 洪水予報等の伝達方法

ウ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

エ 町長が行う洪水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

オ 洪水又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水又は高潮時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画(以下、「避難確保計画」という。)を作成しなければならない。また、これを作成・変更したときには町長に報告しなければならない。

町は、要配慮者利用施設が避難確保計画を作成していない場合は、その所有者又は管理者に避難確保計画の作成のための指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより避難確保のための訓練を行うとともに、避難確保のための自衛水防組織を置くよう努め、これを設置したときは町長に報告しなければならない。

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の支援等

町は、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに町地域防災計画に位置付ける際等に水害の危険性等を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」(国土交通省、平成29年6月)を情報提供することや、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(国土交通省、平成29年6月)を活用して避難確保計画の内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認する

(4) 大規模工場等の浸水防止計画の作成

町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水又は高潮等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画(以下、「浸水防止計画」という。)を作成に努めるとともに、当該浸水防止計画で定めるところにより当該大規模工場等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努める。

また、大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画計画を作成・変更したときや、自衛水防組織を置いたときは、町長に報告しなければならない。

第3節 風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（総務課）

町及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、町民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

（1）気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する 県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。
竜巻発生確度 ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づき兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- (エ) 大粒の雨やひょうが降りだす

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策（産業課）

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 風害の恒久的対策

ア 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

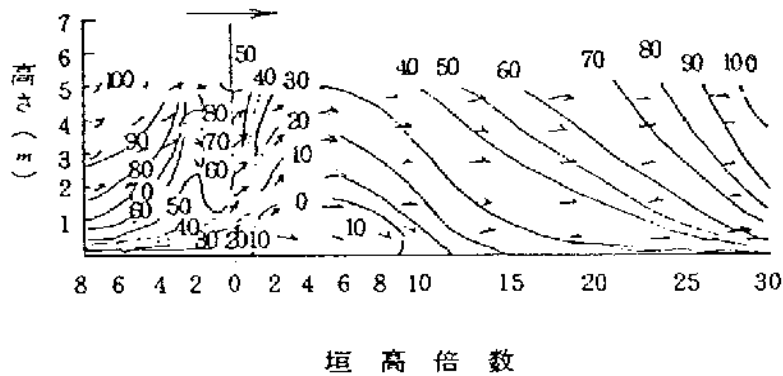
防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

イ 防風垣の設置

(ア) 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

(イ) 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。



防風しょうによる風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）

ウ 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

3 電力施設風害防止対策（東京電力パワーグリッド株）

（1）強風対策

ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速40m/Sとしている。

イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

（ア）送電設備

支持物及び電線の強度は、風速40m/S（地上15m）を基準にし、風速の上空逡増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

（イ）変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/Sの風圧に耐え得るものになっている。

（ウ）配電設備

電柱および電線の強度は、風速40m/Sの風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

（エ）通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

（2）塩害対策

ア 災害予防計画目標

本町は塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を

講ずる。

イ 防災設備の現況

(ア) 送電設備

がいし増結または耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また塩汚損の測定・がいし洗浄などの保守体制にも万全を期している。

(イ) 変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、パイロットがいしを設置して、定期または臨時に測定監視を実施している。

(ウ) 配電設備

送電設備に準じる。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記イに準じ実施するように努める。

4 通信施設風害防止対策（東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱）

(1) 強風対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。予備エンジンの整備、可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備等に努める。

ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

(2) 塩害対策

ア 空中線

本町は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第4節 雪害予防対策

本町は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることなどを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策（建設課）

（1）事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

（2）除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

ア 除雪作業

土木事務所等の機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施にあたっては、隣接する土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

2 農作物等の雪害防止対策（産業課）

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

（1）野菜について

ア 事前対策

（ア）ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

（イ）ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

イ 事後対策

- (ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。
- (イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について

ア 事前対策

- (ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- (イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)
また「寒冷紗^{かんれいしや}」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。
また、幼木の被覆は1樹1束とする。

イ 事後対策

- (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。
- (イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。
- (ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

ア 事前対策

- (ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- (イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- (ウ) ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。
- (エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

イ 事後対策

- (ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。
融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- (イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めると共に、併せて湿害から守る。

3 電力施設雪害防止対策(東京電力パワーグリッド(株))

(1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

(2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

4 通信施設雪害防止対策(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株))

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第5節 火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編大規模事故編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

1 火災予防に係る立入検査（消防本部）

3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防本部が、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 公衆集合場所での裸火の使用等について、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策（総務課、消防本部、県）

町内の住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、町は、消防本部及び千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

3 火災予防についての啓発（総務課、消防本部）

火災予防運動

町及び消防本部は、春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため次のような啓発活動を実施する。

- (1) 火災予防運動を町民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防本部、署及び消防団等のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘の実施
- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催

- (3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- (4) 商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

第6節 消 防 計 画

消防本部は大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 消防体制・施設の強化（総務課、消防本部）

（1）常備消防の強化

消防本部は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

また、大規模災害の発生に対処するために、財政事情その他必要に応じ県へ支援を要請し、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備の拡充を努める。

（2）消防団の充実・強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を町は県と連携して実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、財政事情その他必要に応じ県へ支援を要請し、拡充を推進する。

2 消防職員、団員の教育訓練（消防本部）

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

（1）消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

（2）県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

ア 消防職員

（ア）初任教育

（イ）専科教育

（ウ）幹部教育

（エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為講習）

イ 消防団員

（ア）基礎教育（新任科）

（イ）専科教育（警防科）

（ウ）幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

（エ）特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育）

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力をを行う。

3 市町村相互の応援体制（総務課、県）

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されている。本町においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

県は、県内の消防力の向上及び出動する消防車両等の整備に対し、町の財政事情その他必要に応

じて支援を行う。

4 消防思想の普及（総務課、消防本部）

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- (3) 操法大会を開催して消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する
- (5) その他関係機関・関連団体と協力して消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

5 町の消防計画及びその推進（総務課、消防本部）

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
 - 家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画
 - (エ) 重要建物、施設の計画
 - (オ) 高層建物の計画
 - (カ) その他
 - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
 - ウ 港湾等沿岸地域の計画
 - エ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練

- ク 林野火災防ぎょ訓練
 - ケ 車両火災防ぎょ訓練
 - コ 船舶火災防ぎょ訓練
 - サ 航空機火災防ぎょ訓練
 - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
 - ス 災害応急対策訓練
 - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
- ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占めた。また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、町及び県等は、高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

本町においても「災害時要援護者支援マニュアル」を作成し、町は、これらガイドライン、手引き及びマニュアルに基づき、要配慮者の安全確保体制の整備を図ることとする。

1 避難行動要支援者に対する対応（健康福祉課）

町は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。必要に応じて、県に支援を要請する。

（1）全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、町は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定める。

その上で、町地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

（2）避難行動要支援者名簿作成上の重要事項

ア 避難支援等関係者となる者

町における避難支援等関係者となる者は、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署、町民生委員児童委員、町社会福祉協議会、町地域包括支援センター、自治会長、自主防災組織とする。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する町民とする。

- （ア）要介護認定3～5を受けている者
- （イ）身体障害者手帳1・2級に該当する者
- （ウ）療育手帳Aを所持する知的障害者
- （エ）精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する者
- （オ）町長が必要と認める者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係各課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報等で、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の関係機関に対して、情報提供を求められることとができることとされていることから、県及び関係機関を通じて積極的に必要な情報の取得に努める。また、その際の情報提供の依頼及び提供に際しては、法令（災害対策基本法49条の10第4）に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にすることとする。

エ 名簿の更新に関する事項

名簿更新の仕組みとしては、以下を基本とする。

(ア) 新たに本町に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

(イ) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(ア) 避難指示（緊急）等の情報伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

(イ) 防災設備等の整備

町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援は、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全が確保された上で実施されることが前提となる。そのため、町は、避難支援等関係者と協力の上、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくものとする。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう啓発も含めて行う。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。必要に応じて、県に支援を要請する。

(ア) 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報や民生委員、消防団、自主防災組織等と協力し、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に要配

慮者本人又はその家族から同意を得ることとする。また、平常時から要配慮者と接している町健康福祉課、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握しておく必要がある。

(ウ) 所在把握には、自治会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みを推進する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

a 町は、町地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。

b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力

避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

避難行動を取る上で必要な身体能力

c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

a 氏名

b 生年月日

c 性別

d 住所又は居所

e 電話番号その他の連絡先

f 避難支援等を必要とする事由

g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(エ) 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（町の条例に特別の定めのある場合を除く）、町地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

オ 町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(4) 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

2 要配慮者全般に対する対応（健康福祉課）

(1) 支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

町は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

(2) 避難指示（緊急）等の情報伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(4) 避難施設等の整備及び周知

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、県及び町は、福祉避難所等での受け入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

町は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

町は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや長生健康福祉センター(保健所)社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

町は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策(健康福祉課)

町は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、県との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人に対する対策(健康福祉課、商工観光課)

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

町は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

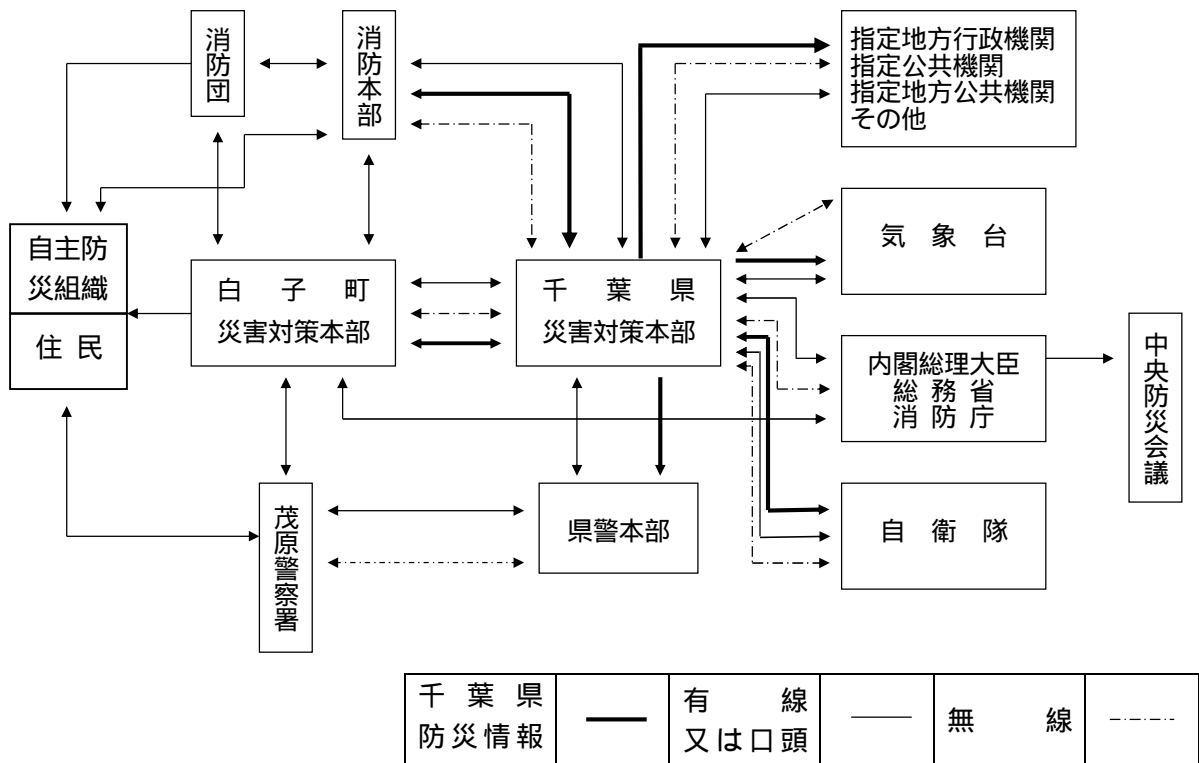
(2) 外国人に対する対応

町は、県が行う語学ボランティアの派遣制度を活用し必要に応じて、県へ語学ボランティアの派遣を要請し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

第8節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。



1 町における災害情報通信施設の整備（総務課）

町は、デジタル防災行政無線等の整備拡充に努め、庁舎を親局とし、子局56局を開設している。災害時には、緊急の情報伝達的手段として、また安全確保のための広報手段として活用している。また、更に確実な情報伝達的手段として、戸別受信機の普及も推進する。

2 災害情報集約システムの整備（総務課）

災害時における警報、注意報、地震情報、津波情報、台風情報などの災害情報や、防災施設情報及び防災地図などの各種情報を集約し、住民に向け迅速な情報提供及び、情報の共有化を図るため、「災害情報集約システム」を運用している。

3 災害情報一括配信システムの整備（総務課）

災害時に住民等に対し、収集した情報を迅速に提供するために、「災害情報一括配信システム」を運用している。

本システムでは、防災行政無線、エリアメール、自治体メールサービス、SNSなどへの一括配信を可能とし、災害情報の迅速・確実な提供手段として活用している。

4 自治体メールサービスの整備（総務課）

白子町メール配信サービスに登録した住民等に対し、J - A L E R T（全国瞬時警報システム）受信機から発信される国民保護情報や緊急地震速報、津波警報などの緊急情報等の自動配信や、町内の株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社やソフトバンク株式会社利用者に配信される緊急速報メール（エリアメール）に同時配信をできるシステムを運用している。

5 全国瞬時警報システムの整備（総務課）

本町においても整備済みであるJ - A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメール、衛星携帯電話等あらゆる情報手段の活用を検討する。

6 県における災害通信施設の整備（県）

（1）県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

（2）防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

（3）防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、町等との被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

7 警察における災害通信網の整備（県警察）

警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

町長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

<資料編4 - 1 利用可能な他の通信施設>

8 東日本電信電話株式会社千葉事業部における災害通信施設の整備（東日本電信電話株）

東日本電信電話株式会社千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

9 株式会社NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備（株NTTドコモ）

株式会社NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

10 KDDI株式会社事業所等における災害通信施設等の整備（KDDI株）

KDDI株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

11 ソフトバンク株式会社の災害通信施設等の整備（ソフトバンク株）

ソフトバンク株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

12 非常通信体制の充実強化（総務課）

町は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

13 アマチュア無線の活用（総務課）

町は、災害時の通信手段の確保として、平常時からアマチュア無線局等との協力体制の整備に努めるものとする。

14 その他通信網の整備（総務課）

町は、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

15 Lアラートの活用（総務課）

町は、Lアラート（災害情報共有システム）を利用し、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」への効率的な情報伝達を行えるよう、活用検討に努める。

第9節 備蓄・物流計画

町は、町民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、町民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備（産業課）

（1）備蓄意識の高揚

各家庭やマンション、事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭やマンション、事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、町民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

（2）備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

（3）帰宅困難者支援に係る備蓄

町は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

<資料編7-1 救援物資の備蓄状況>

（4）災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町は県と連携して対応する体制整備に努めるものとする。

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。

また、町は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（県）

（1）災害用医薬品等の備蓄

災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、長生健康福祉センター（保健所）等に災害用医薬品等の備蓄を図る。

また、外房薬剤師会や医薬品関連業者との協力体制を確立し、災害時における円滑な医薬品等の確保を図る。

3 水防用資機材の整備（産業課、建設課）

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。また、水防用資機材は、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

（1）水防用資機材

水防管理団体は、おおむね担当堤防延長2 kmについて1箇所割合で、水防倉庫（木造33.3平方メートル程度）、その他資材そなえ付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、資機材を備蓄するよう努める。

第10節 防災施設の整備

災害から町民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。町は、学校、ふれあいセンター等を避難所として指定している。今後、人口や災害危険性の変化に応じ、逐次見直しを行うとともに、要配慮者に配慮した避難所の指定について検討するものとする。

1 避難施設の整備（総務課、健康福祉課、県）

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、町は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成28年4月改訂）」、「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、平成29年7月）」により避難所等の選定を行う。

<資料編6 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧>

（1）指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

町及び県は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

（2）指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

- (ア) 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、吊り天井や照明器具、窓、外壁等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備(その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。)の整備に努める。
- (ウ) 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (エ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- (オ) 避難所に食料(アレルギー対応食品等を含む)水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (カ) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員(おおむね10人の要配慮者に1人)等の配置等に努める。
- (キ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (ク) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (ケ) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(3) 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じておく。

[<資料編6 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧>](#)

(4) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、高層建築物等における消防活動等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、町は地域防災計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

[<資料編5 - 1 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧>](#)

第 1 1 節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、町の区域内だけでなく、町の周辺地域において暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

1 一斉帰宅の抑制（総務課、住民課）

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

2 安否確認手段の普及・啓発（総務課、住民課、商工観光課、教育課、生涯学習課）

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版（Web171）、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3 帰宅困難者等への情報提供（総務課、住民課、商工観光課、教育課、生涯学習課）

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童生徒等を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否核に手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、関係機関と連携してエリアメール、緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

4 企業、学校、保育所など関係機関における施設内待機のための対策の要請（総務課、住民課、商工観光課、教育課、生涯学習課）

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、企業・学校・保育所など関係機関に対し、従業員等や児童生徒等を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄は、企業については自らの準備を要請し、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努める。

第12節 防災体制の整備

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの広域応援体制を構築するため、平常時から近隣市町村、県、防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模災害発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努めるものとする。

1 町の防災体制の整備（総務課）

町は、職員に対し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう日ごろより訓練等を通じて、災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、各課等に応急対策マニュアルを策定するように努める。

また、各課等は、災害時に円滑に連携が図れるよう、日ごろから情報交換を緊密に行っておくとともに、研修および訓練等を通じ連携体制の強化を図る。

（1）庁舎の防災対策

町は、停電時の通信手段確保等のために非常用発電機等のより一層の確保に努めるとともに、庁舎の浸水に備えて発電機等の上層階や水密区画への移設や浸水防止板の準備に努めるものとする。

（2）災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を行うものとする。

また、一部の班に過度な負担がかかることのないよう、様々な災害対応業務を庁内各班で応援・分担できるよう努めると共に、配備体制の見直しを図り災害対策本部員並びに本部連絡調整グループが交替要因を確保でき、長期的な災害対応を行えるよう検討するものとする。

（3）町職員の災害対応能力向上

町は、職員の災害対応能力の強化を図るため、被災地支援への職員派遣に努めるものとする。

（4）災害対策代替施設・用地の決定

町は、災害対策代替施設や用地として、庁舎代替施設、町内物資拠点、遺体安置場所、仮埋葬場所、災害ゴミ仮置き場、自衛隊や緊急消防救助隊の野営場所、ライフライン事業者の修繕隊前線基地、臨時ヘリポート、ボランティアセンター設置場所、応援職員宿泊施設等の決定に努めるものとする。

（5）罹災証明書の発行

町は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努めると共に、罹災証明書が義援金や様々な被災者支援制度との関わりが強いことから、被災者台帳システムとして庁内で統一的に運用する方法について検討に努めるものとする。

（6）備蓄対策の強化

町は、救助活動の迅速な実施に備えて、病院や福祉施設、危険物の貯蔵庫、人口密集地の場所が記載されている地図の作成と保管に努めるものとする。

（7）応援受入計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制の整備に努める。

町は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の

確保に努めるものとする。

(8) ヘリコプター利用の事前協議

町は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

(9) 事業者との連携

町は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、救援物資調達や輸送・荷捌き・倉庫管理などの物流業務、燃料調達、葬送等について、事業者との協定の締結等連携強化に努める。

2 初動体制の強化（総務課）

町は、災害発生時に職員の動員配備を迅速に行うため非常配備体制別職員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努める。また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、更新し、関係職員に対してその旨の周知を図る。

3 広域避難者の受入体制の整備（総務課）

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

4 業務継続計画策定の検討（総務課）

町は、大規模災害等が発生した場合においても、町民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画の作成に努める。作成にあたっては、必要に応じて県に支援を要請する。

(1) 業務継続計画の策定

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

(2) 策定に係る重要6要素

町は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定めておくものとする。

- ア 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

第3章 災害応急対策計画

災害対策本部活動	
・ 町の活動体制	(第1節 風-3-4)
・ 他機関に対する応援要請等	(第1節 風-3-13)
・ 指定行政機関等の活動体制	(第1節 風-3-14)
・ 災害対策本部等と国、県及び防災関係機関との連携	(第1節 風-3-14)
・ 災害救助法の適用手続等	(第1節 風-3-14)
情報の収集・伝達活動	
・ 災害情報通信連絡系統	(第2節 風-3-17)
・ 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備	(第2節 風-3-20)
・ 被害情報等収集・報告取扱計画	(第2節 風-3-29)
・ 災害時の広報	(第2節 風-3-36)
水防計画	
・ 水防の目的	(第3節 風-3-38)
・ 水防の責任	(第3節 風-3-38)
・ 安全配慮	(第3節 風-3-38)
・ 水防本部の組織	(第3節 風-3-38)
・ 水防本部の配備体制と活動内容	(第3節 風-3-39)
・ 水防本部の連絡系統	(第3節 風-3-40)
・ 洪水予報	(第3節 風-3-43)
・ 重要水防箇所	(第3節 風-3-43)
・ 水防活動	(第3節 風-3-44)
・ 水防配備の解除	(第3節 風-3-44)
風水害等避難計画	
・ 計画方針	(第4節 風-3-45)
・ 実施機関	(第4節 風-3-45)
・ 避難の勧告又は指示等	(第4節 風-3-45)
・ 住民等の避難誘導等	(第4節 風-3-49)
・ 避難所の開設・運営	(第4節 風-3-49)
・ 安否情報の提供	(第4節 風-3-51)
要配慮者等の安全確保対策	
・ 避難誘導等	(第5節 風-3-52)
・ 避難所の設置、要配慮者の対応	(第5節 風-3-52)
・ 福祉避難所の設置	(第5節 風-3-53)
・ 避難所から福祉避難所への移送	(第5節 風-3-53)
・ 被災した要配慮者等の生活の確保	(第5節 風-3-53)
救助救急・医療救護活動	
・ 救助・救急	(第6節 風-3-54)
・ 危険物等の対策	(第6節 風-3-55)
・ 医療救護	(第6節 風-3-57)
警備・交通の確保・緊急輸送対策	
・ 災害警備計画	(第7節 風-3-60)
・ 交通規制計画	(第7節 風-3-61)
・ 緊急輸送	(第7節 風-3-62)
・ 緊急通行車両の確認等	(第7節 風-3-62)
・ 規制除外車両の確認等	(第7節 風-3-63)
・ 交通情報の収集及び提供	(第7節 風-3-63)
・ 道路啓開	(第7節 風-3-63)

救援物資供給活動	
・ 応急給水	(第8節 風-3-65)
・ 食料・生活必需品等の供給体制	(第8節 風-3-66)
・ 燃料の調達	(第8節 風-3-69)
広域応援の要請及び県外支援	
・ 受援計画	(第9節 風-3-70)
・ 国等に対する応援要請	(第9節 風-3-70)
・ 県に対する応援要請	(第9節 風-3-71)
・ 県による応急措置の代行	(第9節 風-3-71)
・ 県による他都道府県等に対する応援要請	(第9節 風-3-71)
・ 市町村間の相互応援	(第9節 風-3-71)
・ 民間団体等への協力要請	(第9節 風-3-72)
・ 消防機関の応援	(第9節 風-3-72)
・ 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援	(第9節 風-3-72)
・ 水道事業体等の相互応援	(第9節 風-3-72)
・ 資料の提供及び交換	(第9節 風-3-72)
・ 経費の負担	(第9節 風-3-72)
・ 海外からの支援受入れ	(第9節 風-3-73)
・ 県外被災県等への支援	(第9節 風-3-73)
・ 広域避難	(第9節 風-3-73)
自衛隊への災害派遣要請	
・ 災害派遣の要請	(第10節 風-3-75)
・ 災害派遣の方法	(第10節 風-3-75)
・ 災害派遣要請の手続等	(第10節 風-3-76)
・ 知事への災害派遣の要請の要求	(第10節 風-3-77)
・ 自衛隊との連絡	(第10節 風-3-77)
・ 災害派遣部隊の受入体制	(第10節 風-3-77)
・ 災害派遣部隊の撤収要請	(第10節 風-3-78)
・ 経費負担区分	(第10節 風-3-78)
・ 自衛隊の即応態勢	(第10節 風-3-79)
学校等における児童生徒等の安全対策と文化財の保護	
・ 防災体制の確立	(第11節 風-3-80)
・ 応急教育の実施	(第11節 風-3-81)
・ 学用品の調達及び支給	(第11節 風-3-81)
・ 授業料等の減免・育英補助の措置	(第11節 風-3-82)
・ 学校給食の実施	(第11節 風-3-82)
・ 文化財の応急対策	(第11節 風-3-82)
帰宅困難者等対策	
・ 一斉帰宅抑制の呼びかけ	(第12節 風-3-83)
・ 企業、学校、保育所など関係機関における施設内待機	(第11節 風-3-83)
・ 大規模集客施設における利用者保護	(第12節 風-3-83)
・ 帰宅困難者等の把握と情報提供	(第12節 風-3-83)
・ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	(第12節 風-3-83)
保健衛生、防疫、廃棄物等対策	
・ 保健活動	(第13節 風-3-85)
・ 飲料水の安全確保	(第13節 風-3-85)
・ 防疫	(第13節 風-3-85)
・ 死体の搜索処理等	(第13節 風-3-86)
・ 動物対策	(第13節 風-3-87)
・ 災害廃棄物及び障害物の除去	(第13節 風-3-87)

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	
・ 応急仮設住宅の提供等	(第14節 風 - 3 - 92)
・ 被災した住宅の応急修理計画	(第14節 風 - 3 - 92)
・ 建設資材の確保	(第14節 風 - 3 - 93)
・ 被災宅地危険度判定支援体制の整備	(第14節 風 - 3 - 93)
・ 罹災証明書の交付	(第14節 風 - 3 - 93)
ライフライン関連施設等の応急復旧	
・ 水道施設	(第15節 風 - 3 - 95)
・ 小規模下水道施設 (コミュニティ・プラント)	(第15節 風 - 3 - 96)
・ 電力施設	(第15節 風 - 3 - 96)
・ ガス施設	(第15節 風 - 3 - 100)
・ 通信施設	(第15節 風 - 3 - 100)
・ 郵政業務	(第15節 風 - 3 - 102)
ボランティアの協力	
・ 災害ボランティアセンターの設置	(第16節 風 - 3 - 104)
・ ボランティアの活動分野	(第16節 風 - 3 - 104)
・ ボランティアとして協力を求める個人、団体	(第16節 風 - 3 - 104)
・ ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	(第16節 風 - 3 - 105)
・ 災害時におけるボランティアの登録、派遣	(第16節 風 - 3 - 105)
・ ボランティア受入体制	(第16節 風 - 3 - 106)
・ 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等	(第16節 風 - 3 - 107)
・ ボランティアコーディネーターの養成	(第16節 風 - 3 - 107)

第1節 災害対策本部活動

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害などの被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期することを目的とする。

1 町の活動体制（総務課）

風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、必要がある場合は、白子町災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 気象庁による大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上が町域に発表され、あるいは、災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたときは、総務課及び関係機関は、次の措置を講ずる。

(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害情報の把握及び報告

イ 総務課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに町長に報告する。また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

(2) 白子町災害対策本部

白子町災害対策本部の組織及び編成は「白子町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

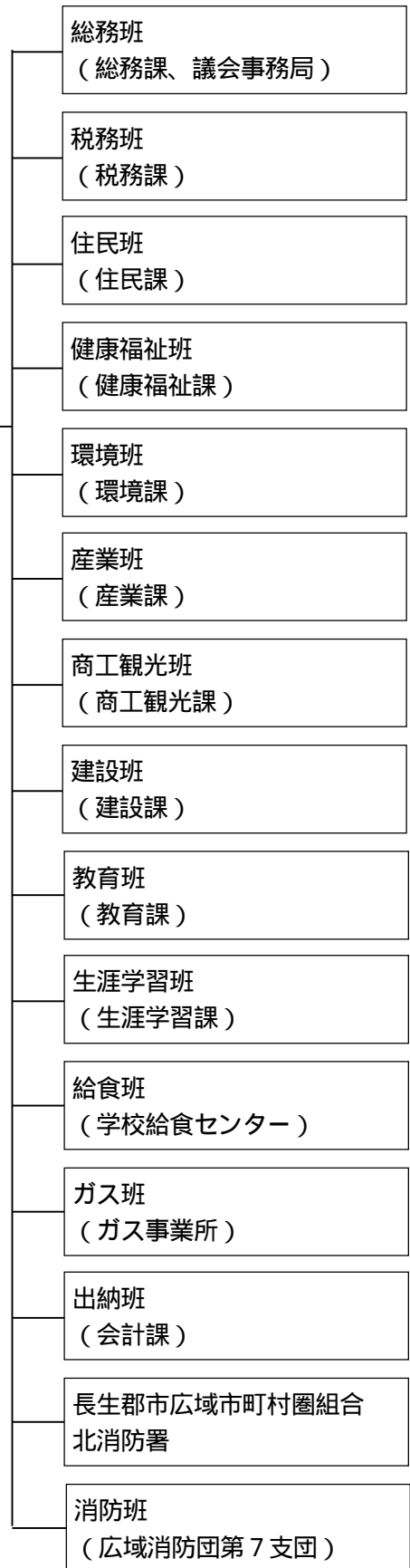
<資料編1 - 2 白子町災害対策本部条例>

ア 組織編成

【本 部】

本 部 会 議	本 部 長	町長
	副 本 部 長	副町長
	本 部 長 付	教育長
	本 部 員	総務課長 税務課長 住民課長 健康福祉課長 環境課長 建設課長 産業課長 商工観光課長 教育課長 生涯学習課長 学校給食センター所長 議会事務局長 会計課長 ガス事務所長 広域北消防署長 広域消防団第7支団長
本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から 本部長が派遣を求める者	

本部事務局
(本部連絡員)



イ 災害対策本部の設置又は廃止の通報及び発表

(ア) 災害対策本部の設置

町長は、局地的な災害や大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において配備を指令する必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置する。

町長が不在、連絡不能等の場合は、副町長、教育長の順で設置の決定を代行する。

(イ) 本部員は、本部を設置する必要があると認めるときは、総務課長に本部の設置を要請することができる。

(ウ) 総務課長は本部員より、要請があったとき、又は本部を設置する必要があると認めるときは、本部の設置を町長に要請しなければならない。

(エ) 災害対策本部の廃止

本部長は、本部の設置後、町域について災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは本部を廃止する。

その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

ウ 災害対策本部の設置場所

白子町役場庁舎をもって本部設置場所とし、2階会議室を本部室とするが、庁舎の被災状況に応じて、代替場所を選定する。

エ 災害対策本部の設置又は廃止の通知

町長は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事、隣接市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報するとともに、報道機関に発表する。

通知先	通知方法
県その他防災関係機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者	県防災行政無線、電話、FAX
町民	町防災行政無線、ウェブサイト、広報車
隣接市町村	県防災行政無線、電話、FAX

オ 本部室の構成等

(ア) 本部室

- a 本部室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- b 本部長は町長をもって充て、本部機構は本来の行政組織を主体に、機能別に編成する。
- c 本部長のもとに副本部長及び本部長付を置く。
- d 副本部長は副町長をもって充てる。
- e 本部室に置かれる本部員は各課長等とする。
- f 本部室は、災害予防及び災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審議決定する。

(イ) 本部連絡員

- a 本部連絡員は本部長の命を受けて、各班相互間の連絡調整及び各種の情報収集の事務を担当する。
- b 本部長命令及び本部の審議決定事項等は、本部員及び本部連絡員を通じて各班に連絡する。
- c 各班で聴取した事項、決定された事項若しくは処置された事項のうち、本部又は他の班が承知しておく必要がある事項については、本部員及び本部連絡員を通じて各班及び本部長に連絡する。

d 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

【災害対策本部事務分掌】

班及び班長	班員（職員）	事務分掌
<p>総務班 総務課長</p>	<p>総務課 議会事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．災害対策本部の設置運営に関する事。 2．気象、その他情報の受理及び伝達に関する事。 3．県、その他防災関係機関との連絡調整に関する事。 4．本部及び各班との連絡調整に関する事。 5．自衛隊の災害派遣要請に関する事。 6．消防団員の動員に関する事。 7．災害見舞及び視察者に関する事。 8．罹災証明に関する事。 9．災害関係予算及び資金に関する事。 10．町有財産の応急・復旧に関する事。 11．災害見舞金等の受入れに関する事。 12．報道機関との連絡調整に関する事。 13．避難勧告・避難指示（緊急）の伝達及び災害広報に関する事。 14．防災行政無線及び広報活動に関する事。 15．被害状況収集、集計に関する事。 16．被害状況調査の総括に関する事。 17．災害の記録及び統計に関する事。 18．緊急通行車両の申請に関する事。 19．所管車両の管理及び配備に関する事。 20．他班に属さない事項に関する事。
<p>税務班 税務課長</p>	<p>税務課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．被災者の収容に関する事。 2．被災者の収容状況報告に関する事。 3．収容者、被災者に対する救助物資の給与又は貸与に関する事。 4．家屋の被害調査に関する事。 5．被害状況の報告に関する事。 6．町税の減免に関する事。 7．所管車両の管理及び配備に関する事。 8．その他、各班の応援に関する事。
<p>住民班 住民課長</p>	<p>住民課 保育所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．人的被害調査に関する事。 2．死体の埋火葬に関する事。 3．保育所の被害調査及び応急復旧に関する事。 4．被災保育児童の把握に関する事。 5．帰宅困難者の対応に関する事。 6．相談窓口の設置に関する事。 7．その他、各班の応援に関する事。

班及び班長	班員（職員）	事務分掌
健康福祉班 健康福祉課長	健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1．災害救助法摘要手続に関する事。 2．救助物資の配分に関する事。 3．見舞金の配分に関する事。 4．要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援に関する事。 5．医療機関等との連絡調整及び救護所の設置に関する事。 6．福祉避難所の開設、運営に関する事。 7．死体の処理及び安置に関する事。 8．飲料水の供給に関する連絡調整に関する事。 9．日本赤十字社千葉県支部との連絡調整に関する事。 10．社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 11．所管施設の被害調査及び応急・復旧に関する事。 12．災害弔慰金、見舞金等の支給に関する事。 13．所管車両の管理及び配備に関する事。 14．その他、各班の応援に関する事。
環境班 環境課長	環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1．災害時の防疫、清掃に関する事。 2．廃棄物の処理に関する事。 3．コンプラ施設の応急修理、復旧に関する事。 4．ペットに関する事。 5．環境保全対策に関する事。 6．所管車両の管理及び配備に関する事。 7．その他、各班の応援に関する事。
産業班 産業課長	産業課	<ol style="list-style-type: none"> 1．応急食糧の調達、輸送に関する事。 2．器材、資材の調達、輸送に関する事。 3．農地及び農業用施設の応急対策に関する事。 4．排水機場に関する事。 5．農地及び農畜産物並びに農業用施設の応急対策に関する事。 6．各種農業団体との連絡に関する事。 7．被災農林水産業者の復旧及び融資について。 8．家畜等の防疫に関する事。 9．所管車両の管理及び配備に関する事。 10．その他、各班の応援に関する事。
商工観光班 商工観光課長	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1．衣料、生活必需品の調達、輸送に関する事。 2．商工業の被害調査に関する事。 3．被害商工業者の復旧及び融資に関する事。 4．観光客の避難誘導に関する事。 5．商工関連団体との連絡調整に関する事。 6．所管車両の管理及び配備に関する事。 7．その他、各班の応援に関する事。

班及び班長	班員（職員）	事務分掌
建設班 建設課長	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1．道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急・復旧復旧に関する事 2．緊急輸送道路の確保に関する事。 3．交通規制に関する事。 4．道路等における障害物の除去に関する事。 5．水防に関する事。 6．建築物の応急危険度判定に関する事。 7．建設業者との連絡調査に関する事。 8．町営住宅の被害調査及び復旧に関する事。 9．応急仮設住宅の建設に関する事。 10．住宅の応急修理に関する事。 11．一般住宅等の建設物の被害状況の把握に関する事。 12．所管車両の管理及び配備に関する事。 13．その他、各班の応援に関する事。
教育班 教育課長	教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1．児童、生徒の救護及び避難対策に関する事。 2．被災児童、生徒に対する教科書、学用品等の支給に関する事 3．応急教育に関する事。 4．小中学校における避難所の設置及び避難者の収容に関する事 5．教育、その他管理施設の被害調査及び復旧に関する事。 6．所管する避難所の開設及び管理運営に関する事。 7．ヘリコプター離発着場開設の支援に関する事。 8．児童、生徒及び職員の被害状況の取りまとめに関する事。 9．所管車両の管理及び配備に関する事。 10．その他、各班の応援に関する事。
生涯学習班 生涯学習課長	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1．文化財の被害調査及び応急・復旧に関する事。 2．青少年センター等施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3．災害活動に協力する団体等の連絡調整に関する事。 4．その他、各班の応援に関する事。 5．所管車両の管理及び配備に関する事。
給食班 学校給食 センター所長	学校給食 センター	<ol style="list-style-type: none"> 1．給食センターの被害調査及び復旧に関する事。 2．被災者の炊出しに関する事。（調理所施設） 3．その他、各班の応援に関する事。
ガス班 ガス事業所長	ガス事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1．ガス事業施設の被害調査及び応急・復旧に関する事。 2．ガス漏洩通報の受付に関する事。 3．本部長の指示による各班の応援に関する事。 4．所管車両の管理及び配備に関する事。 5．その他、各班の応援に関する事。
出納班 会計課長	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1．災害資金の出納に関する事。 2．本部長の指示により各班の応援に関する事。

		3. その他、各班の応援に関する事。
広域北消防署 署 長	広域北消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水火災及びその他の災害救助、救急情報に関する事。 2. 水火災及びその他の災害予防、警戒及び防御に関する事。 3. 人命の救助及び救急に関する事。 4. 危険物及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5. 町民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6. 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。
消防班 広域消防団 第七支団 副支団長	広域消防 第七支団 団 員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団員の動員に関する事。 2. 消防機関の連絡に関する事。 3. 消防、水防施設の整備に関する事。 4. 水害、火災、その他の災害に係る救助業務に関する事。 5. 死体の捜索に係る事。 6. 災害発生による情報の収集及び広報に関する事。 7. 海岸、河川等の危険地域の警戒及び応急措置に関する事。 8. 水害、災害の警戒防御に関する事。 9. 避難者の誘導に関する事。

(3) 職員の配備

ア 初動体制の確立

各課等の長は、常に気象状況等に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

配備体制の基準は次のとおりとし、各課等の長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておくものとする。また、発生直後の災害情報の収集や災害対策の調整を行うため、役場及びその周辺に常時防災担当者が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 配備基準

(ア) 災害対策本部設置前の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課
情報収集体制	次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。 1 次の警報の1以上が町域に発表され、災害の発生が予想されるとき (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)高潮警報 (4)洪水警報 (5)大雪警報 (6)暴風雪警報 2 本町が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき 3 その他、災害の発生が予想されるとき	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いえる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	総務課 建設課
災害警戒体制	情報収集体制を強化する必要があると町長が認めたとき	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	情報収集体制に加え 副町長 環境課 産業課 ガス事業所 自衛消防隊

(注) 災害対策本部の特例措置

情報収集体制、災害警戒体制時において、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたときは災害対策本部を設置することができる。

(イ) 災害対策本部設置後の配備

風水害等の災害に対処する町本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部第1配備	局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等において、本部長が必要と認めるとき	情報、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行い得る体制とする。	災害対策本部を構成するすべての町の機関
災害対策本部第2配備	大規模な災害が発生した場合、町全域に大規模な災害が発生すると予想される場合において、本部長が必要と認めるとき	災害対策本部第1配備を強化し対処できる体制とする。	同上
災害対策本部第3配備	町全域に大規模な災害が発生した場合において、本部長が必要と認めるとき	町の組織及び機能のすべてをあげて対処できる体制とする。	同上

(注) 配備の特例措置

各対策班長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議のうえ、本部長の承認を得て、当該班の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

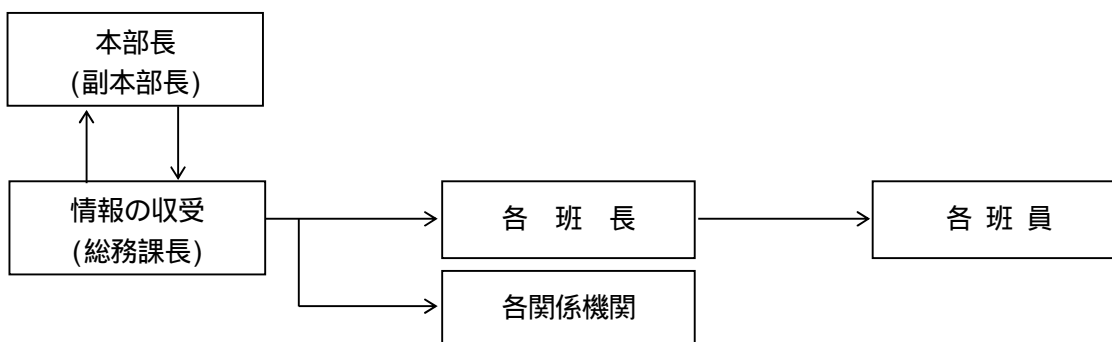
(4) 職員の動員

ア 動員体制の確立

各班長は、それぞれの各班の動員系統、連絡の方法等を、あらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておくものとする。

イ 動員の系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



ウ 動員の伝達方法

町長(本部長)の配備決定に基づく本部事務局(総務課長)からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話、職員参集メールより行う。

(イ) 勤務時間外

電話、職員参集メール等

休日夜間等勤務時間外において宿日直者は、次に掲げる情報を収受し、あるいは自ら承知

したときは、総務課長(総務班長)に連絡して、その指示等必要に応じて各関係職員に連絡する。

- a 災害発生のおそれのある気象情報が関係機関から通報されたとき。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報等があったとき。

また、各課等の長は、所属の各職員の住所及び連絡方法を把握しておき、連絡員を配し、直ちに動員できるよう措置する。

エ 職員参集等

(ア) 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

本部員(班長)、本部事務局職員、本部連絡員、情報連絡員、各所属の情報収集体制備職員

(イ) 初動対応職員以外の職員

原則として勤務地へ登庁するものとする。

(ウ) 自主登庁又は自主参集

町本部を構成するすべての職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置(災害対策本部第1配備以上)の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

(エ) 各班の体制確立及び相互応援配備の報告

災害応急対策は、総合的、迅速かつ的確に実施されなければならない。本部長の配備体制の指示に基づき、各班の体制確立が完了したときは、直ちに総務課長はその人員等を本部長に報告、繁忙な班との相互応援を行う。

(オ) 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、町職員等災害対応従事者の健康を確保するため、交代体制の管理や食料・物資・資機材の確保に努める。

(カ) 消防本部に対する伝達及び動員

- a 災害対策本部を設置した場合、その配備体制についての消防本部への伝達は、総務課長(本部事務局長)が行うものとする。
- b 伝達の方法は、電話、口頭等の方法のうち最も迅速、確実にできる方法により行う。
- c 消防長は、総務課長から本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出勤できる体制を確立するものとする。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、町長は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施、又は知事が行う救助を補助する。

2 他機関に対する応援要請等(総務課、健康福祉課)

(1) 他機関に対する応援要請

ア 県知事及び市町村に対する応援要請

本部長は町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合災害が発生するおそれがある場合において、応援措置を行うため必要があると認めるときは本部会議を招集し、協力要請を協議の上、災害対策基本法第67条及び第68条の規定に基づき応援を要請するものとする。

なお、そのいとまがない場合は直接本部長が決定し、直ちに協力要請を行うものとする。

イ 自衛隊の災害派遣要請の依頼

本章 第10節「自衛隊への災害派遣要請」を参照するものとする。

ウ 長生地域合同救護本部に対する応援要請

健康福祉課長は迅速な医療提供体制を確保するため、長生健康福祉センター及び県により長生健康福祉センター内に設置される合同救護本部と積極的な連絡調整を行うとともに、医療救護班及び医療資機材等の応援を要請するものとする。

(2) 市町村間での応援体制

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「長生郡市広域災害対応計画」に基づき迅速・円滑に応援が行えるよう体制を整備しておくものとする。

<資料編2 - 4 協定一覧>

3 指定行政機関等の活動体制（指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関）

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、町地域防災計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの規準を定めておく。

イ 職員派遣

町災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4 災害対策本部等と国、県及び防災関係機関との連携（総務課、県）

町は、県の災害対策本部、国の緊急災害対策本部との連携を図り、災害応急対策を進めるものとする。

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

現地調整所には、各関係機関の現場責任者等を配置し、二次災害の防止に配慮しつつ、応急対策活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。

5 災害救助法の適用手続等（健康福祉課、県）

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のとおりである。

- ア 町の区域内で住家の滅失した世帯数が、40世帯以上である場合
- イ 県の区域内で住家の滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失した世帯数が、20世帯以上である場合
- ウ 県の区域内で住家の滅失した世帯数が、12,000世帯以上である場合、又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

(3) 救助の実施機関

- ア 知事は、本町に災害救助法を適用する災害が発生した場合、国からの法定受託事務（地方自治法第2条第9号第1号）として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。
- ウ 町長は、上記イにより町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 町

(ア) 災害に対し、町における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事(本部事務局)に報告する。

(イ) 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

(ウ) 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

(ア) 知事は、本町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、本町及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣並びに関係行政機関等に通知又は報告するものとする。

(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

告	示
平成 年 月 日の 災害に関し 月 日から	市町村の区域に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施する。
年 月 日	
	千葉県知事

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

<資料編2 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

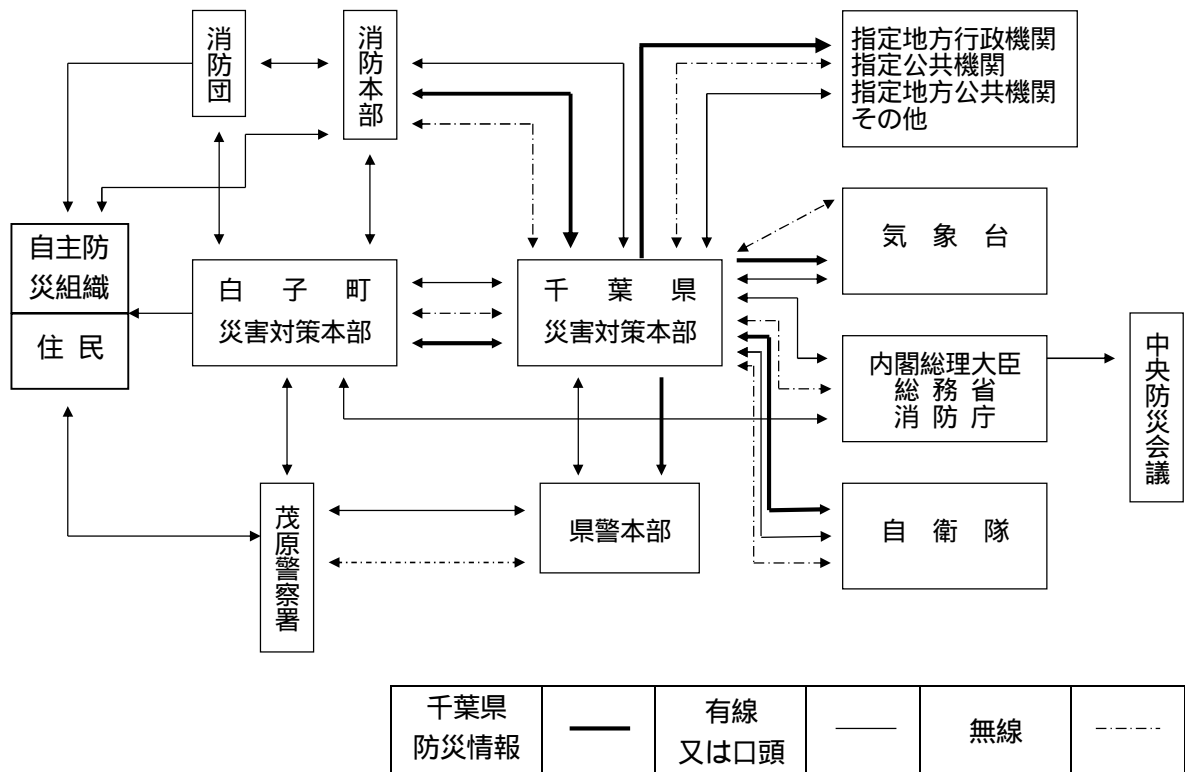
第2節 情報の収集・伝達活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1 災害情報通信連絡系統（総務課）

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。



(2) 通信連絡手段

区分	方法
町	1 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等(地域衛星通信ネットワーク)により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 3 保有する同報無線等を中心に、市町村の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通話若しくは非常(緊急)電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。
県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話株式会社の加入電話(災害時優先電話、非常・緊急通話の利用を含む。)孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用(非常通信)により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線(地域衛星通信ネットワーク)及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網(緊急連絡用回線)を確保している。
県警察	警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消防本部	1 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。
その他各防災機関	1 それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 災害時における白子町防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア 通信回線の監視

町役場無線室では、通信回線の使用状況を常に把握・監視するものとする。

イ 通信の統制

通信状況が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、白子町防災行政無線管理運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

エ 災害現地等との通信

災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

(4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、町はあらかじめ東日本電信電話株式会社に災害時優先電話 利用有資格者として登録済みである。

・登録番号 0475(33)2577 白子町役場

イ 非常・緊急通話

(ア) 利用方法

非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常(緊急)」の旨及び必要事項を東日本電信電話株式会社に申し出ることにより、接続される。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報(緊急扱い電報)である旨を告げるものとする。

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における町役場等の一般加入電話の円滑な運用を期するため、町災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る(災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条)。

ア 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

(ア) 警察通信施設

(イ) 国土交通省関係通信施設

(ウ) 海上保安部通信施設

(エ) 日本赤十字社通信施設

(オ) 東日本電信電話株式会社通信施設

(カ) 東京電力グループ通信施設

(キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設

(ク) 東京ガス株式会社通信施設

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

<資料編4 - 1 利用可能な他の通信施設>

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使用者をもって連絡するものとする。

(8) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(9) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象要件

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

(キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。

- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備（気象庁、総務課、県、県警察）

(1) 気象注意報・警報等の伝達

ア 知事の伝達

知事は通報された注意報・警報等を、町長及び消防本部消防長等に連絡する。

イ 警察本部長の伝達

津波注意報・警報を受けた警察本部長は、茂原警察署長を通じて町長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて町長に伝達する。

ウ 町長の伝達

町長は、県及び警察署を通じて通報された気象注意報・警報等を住民に周知する。

エ その他機関の伝達

気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

オ 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

カ 異常現象発見の際の手続き

(ア) 災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた町長は、直ちに下記の機関に通報する。

a 銚子地方気象台

b その災害に関係のある近隣市町村

c 最寄りの県出先機関(長生地域振興事務所、長生土木事務所)及び茂原警察署

キ 警察本部の伝達計画

(ア) 警察本部長又は茂原警察署長は、注意報・警報の緊急性、町の体制等を勘案して、必要に応じ、町長の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。

(イ) 警察本部長又は茂原警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び町長等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 警察本部長又は茂原警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立するものとする。

(エ) 警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記カの(イ)により町長に通報するほか、茂原警察署長に報告する。

前項の報告を受けた茂原警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

(2) 気象通報組織の整備

ア 注意報・警報

(ア) 注意報・警報の種類

a 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合

注意報の種類		発表及び解除
気象 注意報	風雪注意報	北東部 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、 芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、 一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村
	強風注意報	
	大雨注意報	
	大雪注意報	
	濃霧注意報	
	雷注意報	
	乾燥注意報	
	着氷(雪)注意報	
	低温注意報	
霜注意報		
高潮注意報		
波浪注意報		
洪水注意報		
浸水注意報		
地面現象注意報		

b 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

注意報の種類		発表及び解除
気象 警報	暴風警報	北東部 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、 芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、 一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村
	暴風雪警報	
	大雨警報	
	大雪警報	
高潮警報		
波浪警報		
洪水警報		
浸水警報		
地面現象警報		
全般海上警報	気象庁本庁が行う。	
地方海上警報	関東海域については気象庁本庁が行う。	

(イ) 注意報・警報（以下、特別警報も含む）の取扱い

a 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるととき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。

注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

b 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

c 全般海上警報は、東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺を対象とする。

地方海上警報は、全国の海上、沿岸を12の区域に分け、それぞれの海岸線から300

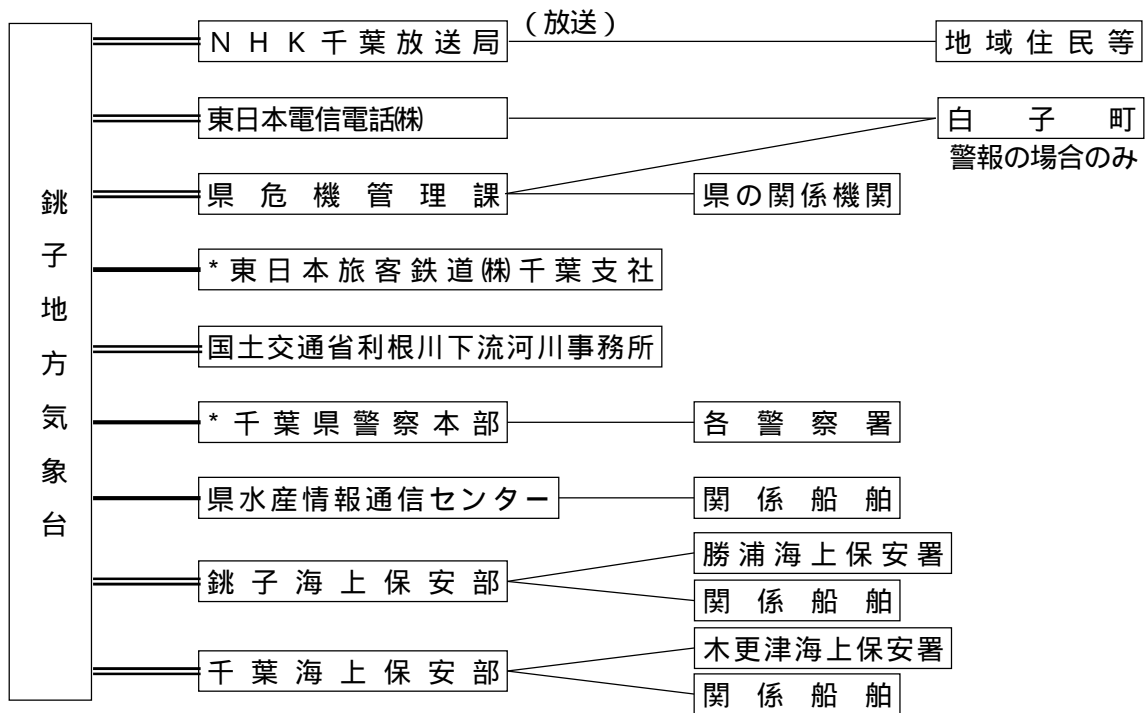
海里以内の海域を対象とする。

d 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表に掲げる種類ごとに注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報)

(ウ) 注意報・警報等の伝達系統図



== 法令（気象業務法等）による通知

— 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1、伝達は、銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2、障害等により上記1の通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びN T T公衆回線等で行う。
- 3、*気象業務支援センターを経由

イ 気象情報

気象等の予報に係りのある台風、その他の気象現象等についての情報を、一般及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表する。

発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序とする。

ウ 火災気象通報

この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により行う通報である。

火災の危険があると認めたときは、銚子地方気象台がその状況を千葉県知事に通報するものである。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

（ア）実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

（イ）平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

（注）基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は15m/s以上）

エ 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、

（ア）雷雨に関する情報

（イ）台風、大雨等気象現象に関する情報

（ウ）雨及び雪に関する情報

（エ）その他必要とする事項

を通報するものである。

千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

オ 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報している。

（ア）波浪予防

（イ）気象、波浪、高潮の注意報及び警報

（ウ）地方海上警報

（エ）気象概況及び気象実況

（オ）気象情報及び台風情報

（カ）津波予報及び情報

（キ）漁船からの気象照会に対する応答

カ 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

（ア）大気汚染気象予報

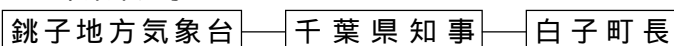
（イ）スモッグ気象情報

キ 気象警報通報

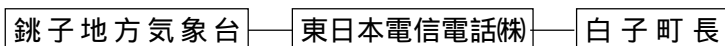
この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条に基づき、気象警報を町民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

（ア）通報系統

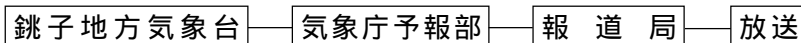
a 千葉県知事



b 東日本電信電話株式会社



c 日本放送協会



d その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

(イ) 東日本電信電話株式会社への電文は下記のとおり

気象警報	暴風警報 暴風警報解除 暴風雪警報 暴風雪警報解除 大雨警報 大雨警報解除 大雪警報 大雪警報解除	ボウフウ ボウフウカイジョ ボウフウセツ ボウフウセツカイジョ オオアメ オオアメカイジョ オオユキ オオユキカイジョ
高潮警報	高潮警報 高潮警報解除	タカシオ タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報 波浪警報解除	ハロウ ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報 洪水警報解除	コウズイ コウズイカイジョ

ク 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して洪水の予報をおこなう。千葉県に關係ある河川は以下のとおりであり、氾濫後の水位情報等についても同様である。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

(ア) 利根川

(イ) 江戸川

(ウ) 小貝川

(エ) 常陸利根川

(オ) 霞ヶ浦

(カ) 北浦

(キ) 鰐川

1 小貝川については洪水予報のみ関東地方整備局下館河川事務所と水戸地方気象台及び宇都宮地方気象台が共同で行う。

2 霞ヶ浦・北浦については、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台及び銚子地方気象台が共同で行う。

(3) 気象観測網の整備

ア 気象庁観測所

県内には、銚子地方気象台、成田航空地方気象台の気象官署がある。また、特別地域気象観測所として千葉、館山、勝浦、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川、坂畑が、地域雨量観測所として鋸南、大多喜、東庄がある。

イ 部外観測所

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。
 県では、雨量テレメータ観測所及び河川の水位テレメータ観測所を整備している。

(4) 気象観測機器の保守・点検

災害を防止するために必要な観測機器は、平常時、異常気象時においても必要な観測を継続するため、気象官署においては上級官署と緊密な連携のもとに保守点検を行い、その機能維持に努める。

(5) 注意報・警報実施基準

昭和62年6月1日から注意報・警報の地域細分発表を実施した。
 平成14年3月1日から注意報・警報発表区域の二次細分化を実施した。
 平成14年6月1日から大雨及び洪水注意報・警報基準値を改正した。
 平成16年4月1日から注意報・警報二次細分区域を変更した。
 平成20年5月28日から大雨、洪水及び高潮注意報・警報基準値を改正した。
 平成21年6月2日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。
 平成22年5月27日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施している。
 平成25年8月30日から特別警報の運用を開始した。
 平成26年3月13日から大雨注意報・警報基準値を改正した。
 平成28年11月17日から大雪注意報・警報基準値を改正した。
 平成29年7月7日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

ア 気象官署が発表する注意報の基準(平成29年7月7日現在)

発表官署	銚子地方気象台
担当地域 注意報名	北東部 (山武・長生)
強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s 以上 そのほかの海上 15m/s 以上
風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s 以上 そのほかの海上 15m/s 以上 雪を伴う
波浪	風浪、うねりなどによって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、太平洋沿岸2.5m以上
高潮 (潮位：TP上)	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 山武・長生：銚子漁港1.0m
大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準：8 土壌雨量指数基準：122
洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準：南白亀川流域=19.4 複合基準：南白亀川流域=(表面雨量指数 5、流域雨量指数 18.4)
大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、5cm以上
雷	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度30%*で、実効湿度60%*以下
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。

発表官署	銚子地方気象台
	視程が、陸上100m、又は海上500m以下
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合 ----- 4月1日～5月31日の期間に最低気温4度以下
低温	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 夏季の最低気温：銚子地方気象台で16度以下が2日以上連続した場合。 冬季の最低気温：銚子地方気象台で - 3度以下、千葉特別地域気象観測所で -5度以下
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。

注1 印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

注3 ×印を付した要素は、気象官署の値であることを示す。

注4 海上沿岸部から20海里までの海域とする。対象注意報は強風、風雪、波浪注意報。

イ 気象官署が発表する警報の基準（平成29年7月7日現在）

発表官署	銚子地方気象台
担当地域 警報名	北東部 (山武・長生)
暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上20m/s 以上 海上25m/s 以上
暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s 以上 海上 25m/s 以上 雪を伴う。
波浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、太平洋沿岸6.0m以上
高潮 (潮位：TP上)	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 ----- 山武・長生：銚子漁港1.5m
大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (浸水害)：表面雨量指数基準：16 (土砂災害)：土壌雨量指数基準：-
洪水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準：南白亀川流域 = 24.3 複合基準：-
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、10cm以上

注1 印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

注3 海上沿岸部から20海里までの海域とする。対象警報は暴風、暴風雪、波浪警報。

ウ 気象官署が発表する特別警報の基準

発表官署 特別警報名	銚子地方気象台	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

エ 記録的短時間大雨情報

数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

(6) 気象等の観測

ア 気象観測所及び観測の種類

(ア) 気象官署(2箇所)

銚子地方気象台：気象観測、潮汐観測、津波観測、震度観測

成田航空地方気象台：気象観測、震度観測

(イ) 特別地域気象観測所(3箇所)

勝浦、館山、千葉：気象観測、震度観測

(ウ) 地域気象観測所(10箇所)・地域雨量観測所(3箇所)

地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、日照時間

地域雨量観測所：降水量

イ 気象観測の観測種目

(ア) 雲量	(サ) 風向	(ナ) 日最小相対湿度	(マ) 日最大1時間
(イ) 雲形	(シ) 風速	(ニ) 同起時	(ミ) 降水量日平均風速
(ウ) 雲の向き及び高さ	(ス) 降水量	(ヌ) 日最大風速	(ム) 日最大1時間降水量
(エ) 視程	(セ) 積雪の深さ	(ネ) 同風向	(メ) 同起時
(オ) 現在天気	(ソ) 降雪の深さ	(ノ) 同起時	(モ) 日最大10分間降水量
(カ) 気圧(現地海面)	(タ) 日最低海面気圧	(ハ) 日最大瞬間風速	(ヤ) 同起時
(キ) 気温	(チ) 日最高気温	(ヒ) 同風向	(ユ) 日照時間
(ク) 蒸気圧	(ツ) 同起時	(フ) 同起時	(ヨ) 全天日射量大気現象
(ケ) 露点温度	(テ) 日最低気温	(ヘ) 日平均風速	
(コ) 相対湿度	(ト) 同起時	(ホ) 同起時	

注 各気象官署及び特別地域気象観測所により観測種目が異なる。

ウ 潮汐観測

検潮所及び津波観測施設 銚子漁港、布良、勝浦市興津

(ア) 毎時潮位

(イ) 潮位の偏差

(ウ) 月中の最高(最高潮位・最低潮位及び最大偏差)

(エ) 月中の朔及び望の最高潮位・最低潮位

エ 解析雨量

レーダーで観測した雨量の分布とアメダスや部外機関の降水量分布も1kmの格子毎で解析したもの。

これにより、雨量計の観測網にかからないような局地的な強雨を把握することができ、気象情報の発表などに利用している。なお、これについては、解析の過程で場所や雨量に若干の誤差を伴うため、発表する場合には、「市付近」、雨量は「約何十ミリ」のような表現を用いる。

<資料編3-1 気象等観測所一覧>

<資料編3-2 海象観測所一覧>

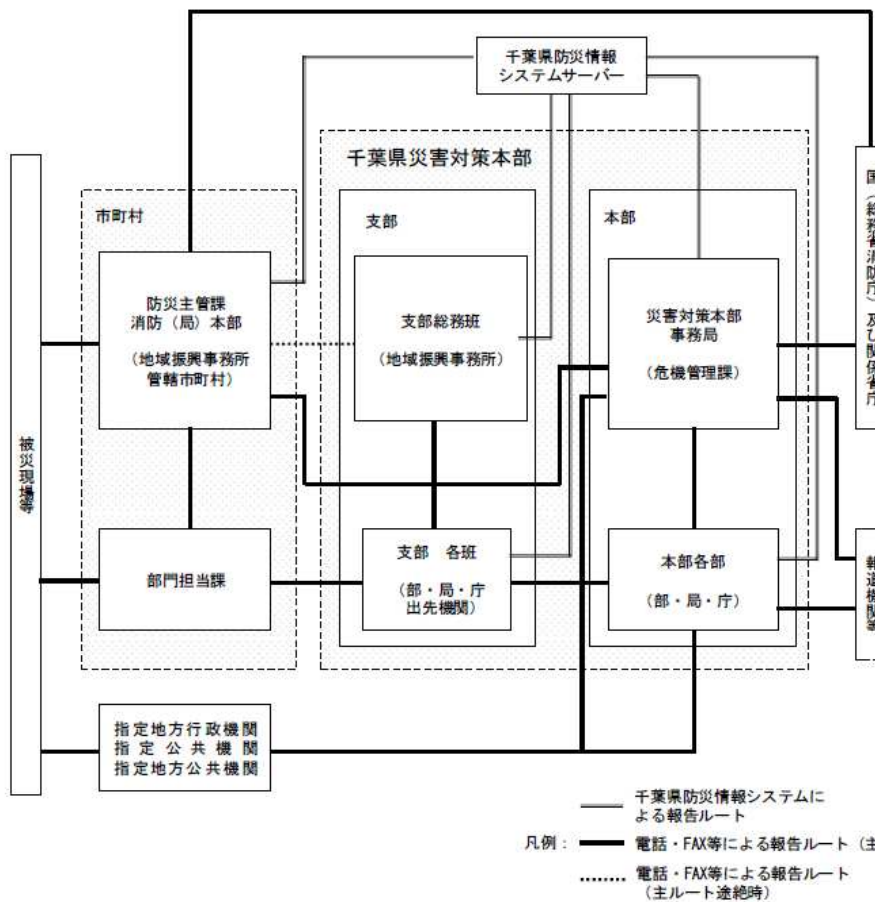
3 被害情報等収集・報告取扱計画(総務課、県、防災関係機関)

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義>

本部事務局：災害対策本部事務局(災害対策本部未設置の場合は、危機管理課)

本部各部：災害対策本部の部(災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁)

支部総務班：災害対策本部支部総務班(災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課)

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の(ア)から(エ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局(危機管理課)へ報告する。

(ア) 町が災害対策本部を設置したとき

(イ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合

(ウ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合

(エ) 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合

イ 報告の種別等

本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、下表「報告一覧」のとおり。

< 報告一覧 >

報告の種類		報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1. 庁舎等の状況 2. 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3. 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4. 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	覚知後直ちに 第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害 総括 報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1. 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2. 措置情報 災害対策本部の設置職員配備、住民避難等の状況	原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 1. 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2. 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3. 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
災害詳細報告	市町村	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力又はFAX]
	部門担当部	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	同上 [端末入力又はFAX]
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	同上 同上 [電話、FAX]

注) 防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

ウ 町が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

(ア) 災害の原因

(イ) 災害が発生した日時

(ウ) 災害が発生した場所又は地域

(エ) 被害の状況(被害の程度は下表「被害認定の基準」に基づき判定する。)

(オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

b 主な応急措置の実施状況

c その他必要事項

(カ) 災害による住民等の避難の状況

(キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

(ク) その他必要な事項

<被害の認定基準>

区 分		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重 傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共 通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共 通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	

区 分		認 定 基 準
そ の 他 被 害	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	る・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海 岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地 滑 り	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガ ス	一般ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク ・ 石 堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。
	田 の 流 失 ・ 埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。
畑 の 流 失 ・ 埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
畑 の 冠 水		
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被 害 金 額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。

区 分	認 定 基 準
公共施設 被害市町 村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(3) 各機関が実施する情報収集報告

ア 町

町域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

イ 県警察の情報収集

(ア) 警察本部長及び警察署長は、知事又は町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

- a 災害の種別、発生日時及び場所
- b 被害概要（人命、建物、道路、交通機関）
- c 避難者の状況
- d 交通規制及び緊急交通路の要否
- e ライフラインの状況
- f 治安状況及び警察関係被害
- g その他災害警備活動上必要な事項

(イ) 警察本部長及び茂原警察署長は、必要に応じて知事、町長、その他関係機関に通報する。

(ウ) 警察本部長及び茂原警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

ウ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告するものとする。

イ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないように十分留意するとともに、被害数値等の調整を図るものとする。

ウ 町は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領、災害に強い情報システム等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくものとする。

エ 町は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施するものとする。

オ 町は、罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期するものとする。

(5) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

ア 総括責任者

町長は総括責任者として、管内の確実な被害状況を取りまとめ、県等に報告する。

イ 取扱責任者

町内の被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう各対策班に被害報告取扱責任者を定める。この責任者は各対策班の班長をもってあてる。

(6) 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとする。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49013(地上系)048-500-90-49013(衛星系) (消防庁応急対策室)

FAX 120-90-49033(地上系)048-500-90-49033(衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7527 (")

FAX 03-5253-7537 (")

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7320(地上系)012-500-7320(衛星系) (危機管理課)

FAX 500-7298(地上系)012-500-7298(衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175 (")

FAX 043-222-1127 (")

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国(総務省消防庁)又は県(危機管理課)へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行うものとする。

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49102(地上系)048-500-90-49102(衛星系) (消防庁宿直室)

FAX 120-90-49036(地上系)048-500-90-49036(衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7777 (消防庁宿直室)

FAX 03-5253-7553 (")

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話	500-7225 (地上系)	012-500-7225 (衛星系)	(県防災行政無線統制室)
F A X	500-7110 (地上系)	012-500-7110 (衛星系)	(")
(イ)一般加入電話			
電話	043-223-2178		(県防災行政無線統制室)
F A X	043-222-5219		(")

4 災害時の広報（総務課、県、防災関係機関）

(1) 広報活動要領

町は、県や防災関係機関と相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、県総合企画部報道広報課に問い合わせの上、手続きを実施する。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア)人及び家屋関係

(イ)公益事業関係

(ウ)交通施設関係

(エ)土木港湾施設関係

(オ)農林水産関係

(カ)商工業関係

(キ)教育関係

(ク)その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア)水防、警備、救助及び防疫活動

(イ)通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

(ウ)その他一般県民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 町外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

(ア)町防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

(イ)広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

(ウ)県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

(エ)インターネット、白子町ホームページ、メールを活用した広報

イ 報道機関への発表

町は、Lアラート（災害情報共有システム）を利用し、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して情報を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

町及び県が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は、県が締結してい

る「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

< 放送要請協定機関及び窓口 >

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送株式会社 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
株式会社ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
株式会社ニッポン放送 編成局報道部	-	-	03-3287-7622	03-3287-7696

エ 報道機関への報道要請

町が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、町が行う災害応急対策についての報道要請は、県が締結している「災害時における報道要請に関する協定」に基づき行う。

< 報道要請協定機関 >

千葉日報社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞、日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、全国朝日放送株式会社

第3節 水防計画

町内の各河川、海岸等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作、消防機関や水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

なお、水防計画は、県土整備部河川環境課が作成する「千葉県水防計画」によるが、その概要は次のとおりである。

1 水防の目的（総務課、建設課、消防本部、県）

千葉県水防計画に基づき、洪水、内水、又は高潮等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、千葉県管下の各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体等の間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

2 水防の責任（総務課、建設課、消防本部、県）

（1）町

町は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

（2）千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるようにすべき責任を有する。

（3）知事は、指定した河川又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知する。

（4）一般町民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

3 安全配慮（総務課、建設課、消防本部、県）

洪水又は高潮のいずれにおいても、水防団（消防団）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員（消防団員）自身の安全は確保しなければならない。

水防団員（消防団員）自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。

4 水防本部の組織（総務課、建設課、消防本部、県）

（1）町

水防本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部事務分掌に準ずるものとする。

（2）県

千葉県水防本部は管内における水防業務を総括するため本部を県庁内（県土整備部河川環境課）に置かれる。

ただし、状況により緊急の場合は現地指導班長（長生土木事務所長）がその管内の配備体制を

とる。

5 水防本部の配備体制と活動内容（総務課、建設課、消防本部、県）

（1）水防配備

県水防本部又は現地指導班長（長生土木事務所長）の水防配備指令により、配備体制をとることとする。

（2）水防配備体制

町水防配備体制は、下記の通り。

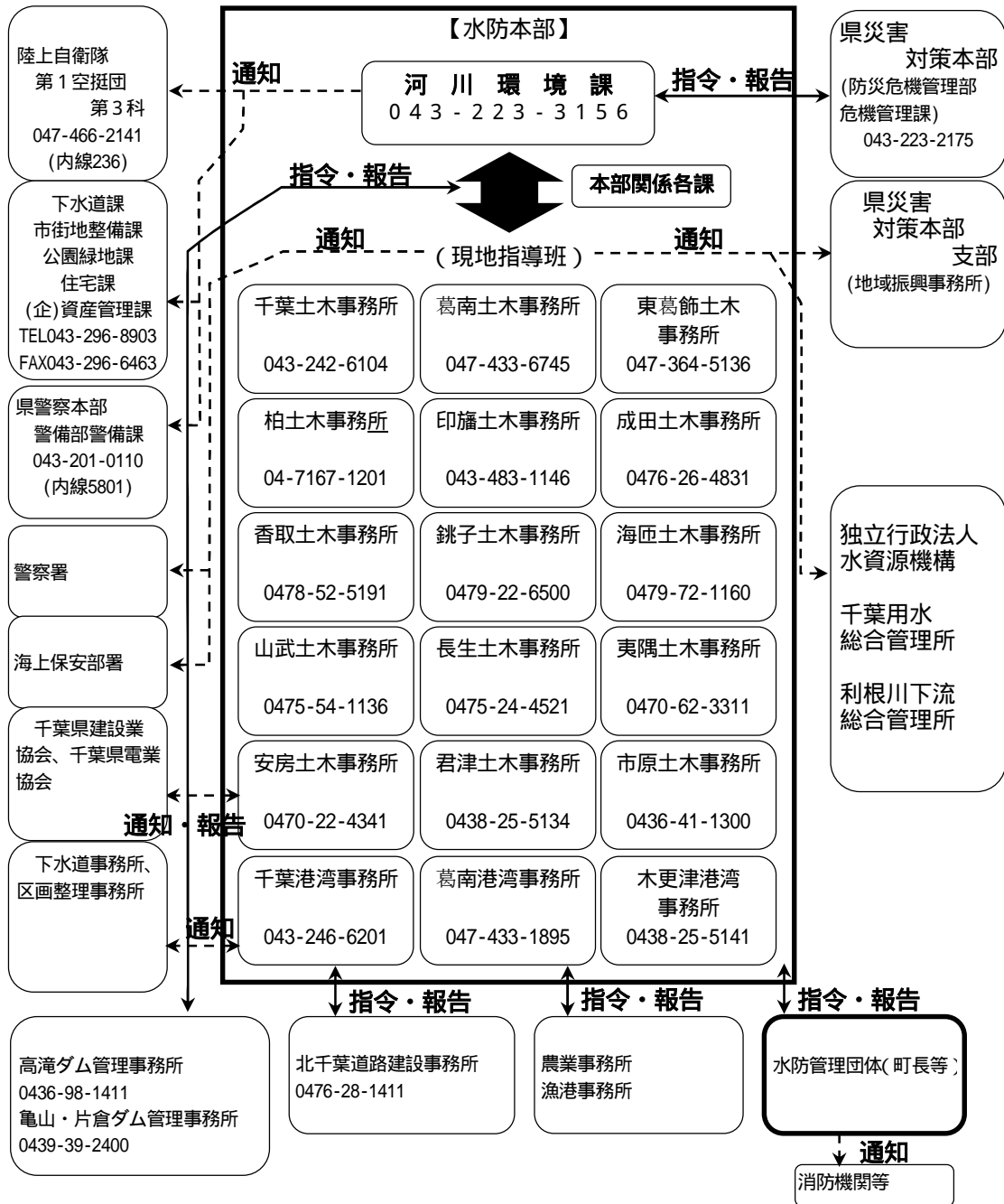
千葉県		白子町
水防配備体制	配備基準	水防配備体制
水防準備体制	県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。	情報収集体制
水防注意体制	県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。	
水防警戒体制	県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 水位周知河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。 （自動配備）	災害警戒体制
水防非常第1体制	台風等により県下広範囲にわたり相当な被害が発生する恐れがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で副本部長（知事）が指示したとき。 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第1配備体制にあるとき	災害対策本部第1配備
水防非常第2体制	台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあり、また一部に甚大な被害が発生した場合で副本部長（知事）が指示したとき。 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第2配備体制以上にあるとき。	災害対策本部第2配備

6 水防本部の連絡系統（総務課、建設課、消防本部、県）

(1) 水防本部指令情報伝達系統

水防本部指令情報の連絡系統は、次のとおりである。

< 水防本部水防指令情報伝達系統 >



1) —→ 必ず連絡すること

2) ---→ 警戒体制、非常第1体制、非常第2体制に入った時連絡をすること

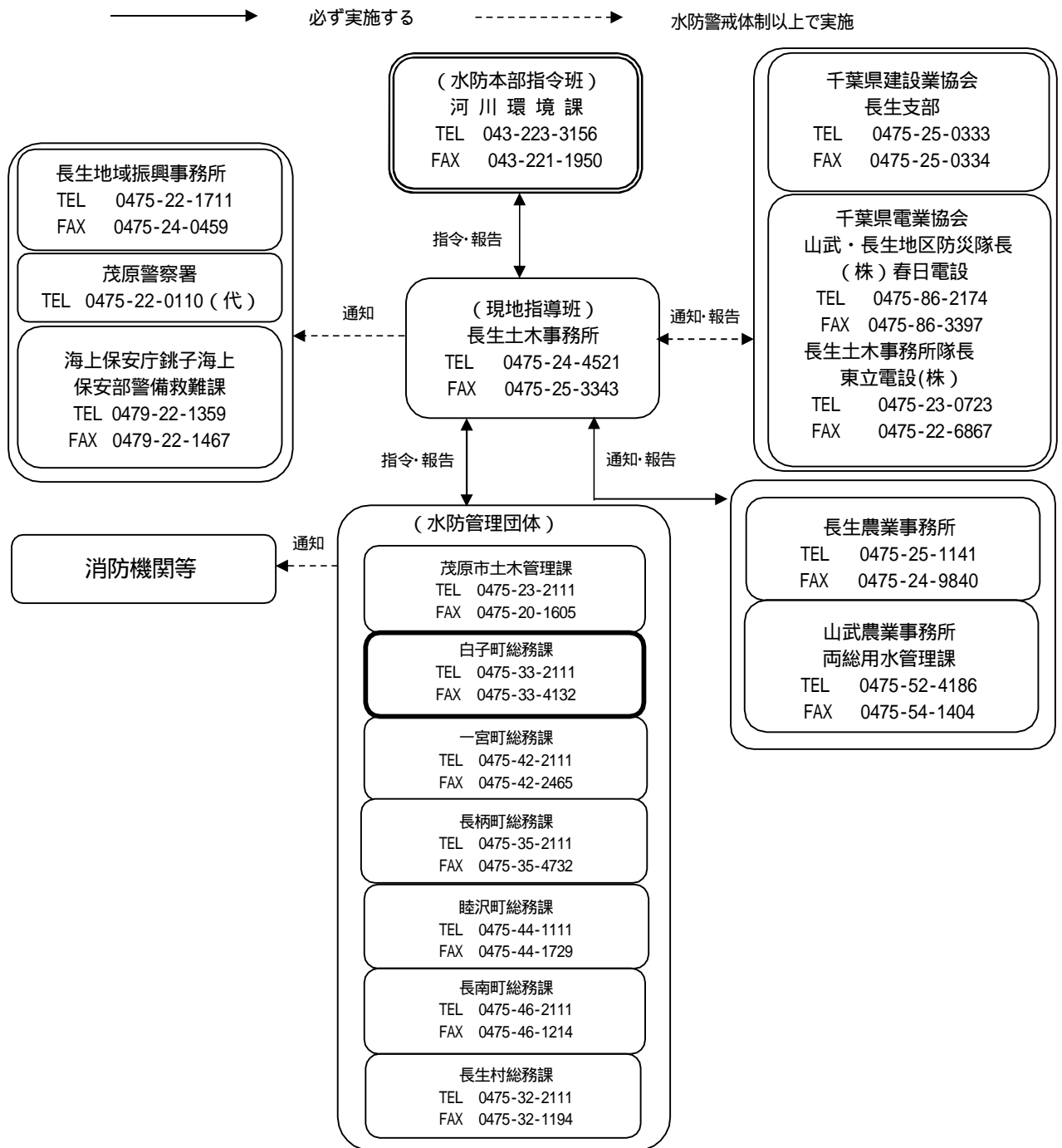
土木事務所・港湾事務所の水防指令情報伝達系統図によること

知事は災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは町長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(2) 長生土木事務所情報伝達系統

長生土木事務所との連絡系統は、次のとおりである。

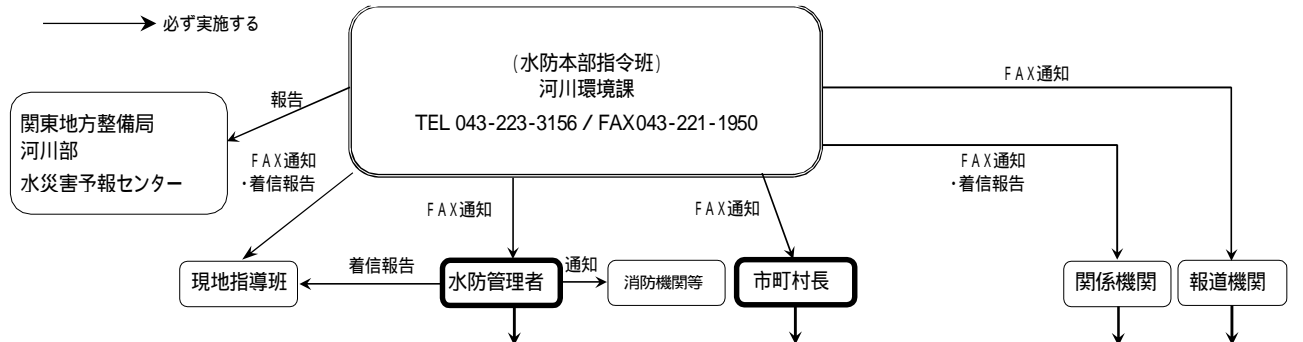
< 水防本部水防指令情報伝達系統 長生土木事務所 >



(3) 水位周知河川における氾濫危険水位に到達した場合の伝達系統

水位周知河川における水位情報の通知及び周知に係る連絡系統は、次のとおりとする。
 なお、氾濫危険水位を下回った場合も同様とする。

< 氾濫危険情報の伝達系統 >



河川名	水位観測所名	現地指導班	連絡先	水防管理者	連絡先	市町村長 (防災担当部署)	連絡先	関係機関	報道機関等
南白亀川	九十根	長生土木事務所	TEL: 0475-24-4521 FAX: 0475-25-3343	白子町長	TEL: 0475-33-2111 FAX: 0475-33-4132	同左	TEL: 同左・不要 FAX: 同左・不要	千葉県 災害対策本部 (危機管理課) 防災FAX 500-7298 千葉県警察本部 防災FAX 500-7397 (所轄) 陸上自衛隊 第1空挺団 防災FAX 632-724 銚子地方气象台 防災FAX 178-722	千葉県 報道広報課 報道各社

7 洪水予報（気象庁、県）

(1) 気象庁が単独で行う洪水又は高潮の予報

本編 本章 第2節 2「気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備」の通り。

(2) 千葉県知事が行う水位情報の通知等

ア 千葉県知事が行う水位情報の周知及び通知

千葉県知事が行う水位情報の周知及び通知は下記の通り。

基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険情報が発表される。

河川名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位(m)	氾濫注意 (警戒) 水位(m)	氾濫危険 (特別警戒) 水位(m)
(二)南 白亀川	九十根	大網白里市 九十根 260-1	TP+0.387	2.45	2.85	2.95

区間			受報者			
基点～ 終点	上流端 (kp)～ 下流端 (kp)	延長 (km)	現地指導班	水防管理者	関係機関	報道機関等
大網白 里市大 網～太 平洋	17.5 ～0.0	17.5	山武土木 事務所 長生土木 事務所	白子町長、 東金市長、 茂原市長、 大網白里市 長、長生村 長	千葉県災害対策本部 (危機管理課) 千葉県警察本部 (所轄) 陸上自衛隊 第1空挺団 銚子地方气象台	千葉県 報道広報課 報道各社

8 重要水防箇所（県）

長生土木事務所管内の河川における重要水防箇所は、下記の通り。

番号	図面 対象 番号	河川 名	重要度		重要水防区 域箇所 地先名	延長(m)		重要な理由	想定される 水防工法又 は対策
			種別	階級		右 岸	左 岸		
59	76	二級 南白 亀川	堤防 高	B	長生郡白子 町北日当～ 茂原市清水	150	600	堤防高不足(B2)	積み土のう 工

9 水防活動（総務課、建設課、産業課、消防本部）

町では1箇所の重要水防区域の指定があり、既往災害等が小河川や排水路にみられ、また、海岸線では高潮の被害が予想される。これら海岸線の監視、町管理にかかる河川・水路等の水防活動は建設班が行う。

（1）水防活動の内容

ア 水防活動の概要は次のとおりとする。

（ア）班員の招集に関すること

（イ）水防資機材の調達に関すること

（ウ）気象情報等の収集整理、連絡に関すること

（エ）海面監視、潮位、河川・水路の水位等の巡回・監視に関すること

（オ）災害の程度により、他班及び県、防災関係機関への応援を要請すること

（2）水防配備指令伝達系統

災害対策本部が発令されるまでは、担当課長が、発令された後は本部長の指示により水防活動を実施する。

水防活動については、管理者、防災関係機関と十分な連携をとりながら行う。

10 水防配備の解除（総務課、県）

（1）県の水防配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

（2）町の水防配備の解除

町は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班（長生土木事務所）を通じ、水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

第4節 風水害等避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

1 計画方針（健康福祉課）

災害に際し、危険地域の住民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、平成25年8月）」及び「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（千葉県、平成28年3月）」、「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、平成29年7月）」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関（総務課、健康福祉課、県、県警察、海上保安庁）

（1）避難の勧告又は指示

避難の勧告を発すべき権限のある者として第一次的な実施責任者である町長が実施する。また、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第60条）

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 町長（災害対策基本法第60条）

イ 知事（災害対策基本法第60条5項）

ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

エ 水防管理者（町長、町水防事務組合管理者、水害予防組合管理者《水防法第29条》）

オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官、海上保安官がない場合に限る。《自衛隊法第94条》）

（2）避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長に行わせることができる。

イ 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 避難の勧告又は指示等（総務課、県、県警察、自衛隊）

（1）災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 町長の措置

(ア) 町長は、洪水、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体
の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの
勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは、知事へ報告する。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがある
と認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

町長は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避
難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、複数河川の氾濫、台風等
による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める
ものとする。

町長は、避難の勧告又は指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県 に
対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

ただし、知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなく
なったときは、町長が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部を町
長に代わって実施する。

(イ) 町長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象
地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合
には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近
隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努
めるものとする。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達に
ついて、有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

(ウ) 町長は、要配慮者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、
国が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難準備・高齢者等避難開始、
避難勧告及び避難指示（緊急）について判断基準を整備する。避難勧告等に関するガイドラ
インに基づく避難準備・高齢者準備開始、避難勧告及び避難指示（緊急）について判断基準
は下記の通り。

南白亀川

避難勧告等			気象警報等	
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類	
<p>避難勧告等の対象とする区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白子町南白亀川流域洪水ハザードマップを基本として設定する。 <p>立退き避難が必要な状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流出をもたらすおそれがある場合 ・氾濫した水の浸水の深さが深く、屋内での安全確保をとるのみでは命の危険が及ぶおそれがある場合 	避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・虎橋水位観測所の水位が堤防高に到達する恐れが高い場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 	<p>氾濫発生情報</p> <p>氾濫危険情報</p> <p>状況【氾濫注意水位を超過】</p>	<p>洪水警報</p> <p>流域雨量指数の予測値(気象庁防災情報提供システムより取得)</p> <p>洪水注意報</p> <p>予告的な気象情報</p>
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・虎橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(町独自設定)である2.00mに到達した場合。 ・虎橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(町独自設定)を越えた状態で、次の～のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 南白亀川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 虎橋地点上流域の今後の気象情報・降水短時間予報で今後も降雨が継続し、さらに水位が上昇することが予想される場合 ・異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 		
	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・虎橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である1.30mに到達し、かつ、次の～のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 南白亀川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 虎橋地点上流域の気象情報・降水短時間予報で今後も降雨が継続し、水位が上昇することが予想される場合 ・軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 		
<ul style="list-style-type: none"> ・気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。 				
(注)避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要となる				

内谷川・新川（その他の河川）

内谷川・新川の洪水時における避難勧告等については、水位計が設置されていないため、現地確認により水位の状況を把握のうえ、避難勧告等の判断を行う。

避難勧告等			気象警報等
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類
避難勧告等の対象とする区域 ・屋内安全確保をとるのみでは命に危険がおよぶ河川について、河川管理者や气象台からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。		・大雨特別警報（浸水害）が発表された時には、既に避難勧告等が発令されていることが想定され、適切な区域に発令されているか等、実施すべき措置がとられているかを再確認する	大雨特別警報（浸水害）
	避難指示（緊急）	・決壊や越水・溢水が発生した場合	洪水警報
	避難勧告	・大雨警報または洪水警報が発表され、引き続き降雨が継続し、水位が堤防高に達することが予想され、氾濫のおそれがある場合	
	避難準備 ・高齡者等避難開始	・大雨警報または洪水警報発表後、引き続き降雨が予想され、河川の著しい増水が確認された場合	
・気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。			洪水注意報
（注）避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要となる			予告的な気象情報

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示するものとする。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示するものとする。

なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに町長へ通知する。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水又は高潮の氾濫により著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

（2）避難準備・高齡者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の内容

町長等が避難準備・高齡者等避難開始の発表や避難勧告又は避難指示（緊急）を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は防災行政無線を活用するほか報道機関や消防団、自主防災組織の協力を得て周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

4 住民等の避難誘導等（総務課、健康福祉課、消防本部、県警察）

町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の町地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

< 資料編 6 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧 >

5 避難所の開設・運営（総務課、健康福祉課、教育課）

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、指定避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

開設は原則として本部長（町長）の指示で行うが、夜間等、突発的な災害等、避難の必要が生じると判断される場合、予め町長が任命した直行職員又は居合わせた職員が施設入口の開錠を行い、開設の準備を行う。

(2) 町は、学校、ふれあいセンターを指定避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性には、特に注意が必要である。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

(3) 町は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き(千葉県、平成29年7月)」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定の促進に努める。

(4) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、町職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

(5) 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

(6) 町は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

(7) 町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

(8) 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き(千葉県、平成29年7月)」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。

(9) 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

(10) 開設・運営の留意事項

ア 避難者名簿の作成

避難者名簿は、避難所運営の基礎資料となるため、避難した住民等に用紙を配布し、各世帯単位に記入するよう指示し、避難者名簿(別記様式)を作成する。さらに避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。

なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。

イ 要配慮者への配慮

避難所運営にあたっては、次の事項に配慮する。

(ア) 要配慮者用専用スペース

(イ) 間仕切り

(ウ) 段差の解消

ウ 女性への配慮

避難所運営にあたっては、次の事項に配慮する。

(ア) 女性専用の相談窓口

(イ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置

(ウ) 女性専用の物資配布

(エ) 防犯対策

エ ペット対策

ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。

オ 報告

避難所を開設し、避難住民の収容を終えた後、各施設の管理者は、本部班に報告を行うものとする。なお、連絡の方法は、防災行政無線、電話、伝令等による。

本部班長は県、警察署等関係機関に概ね次の状況を連絡・報告する。

(ア) 避難所開設の日時、場所、施設名

(イ) 収容状況及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(11) 避難所の閉鎖

ライフラインの復旧や応急仮設住宅の建設等により、避難者が自立した生活を取り戻すことができると判断した場合は、避難者に避難所の閉鎖を予告・周知したうえで、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

<資料編 6 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧>

6 安否情報の提供（総務課、消防本部、県、県警察）

町及び県は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、町が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等（健康福祉課）

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

（1）避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会等の単位で行うこと。
- オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

（2）避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- ア 介護を要する高齢者及び障害者
- イ 病弱者
- ウ 乳幼児及びその母親・妊婦
- エ 高齢者・障害者
- オ 児童

（3）緊急入所等

町は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難所の設置、要配慮者の対応（総務課、健康福祉課、商工観光課、県）

（1）避難所の開設は、本編 本章 第4節 5「避難所の開設・運営」による。

町及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

- ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

町は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き(千葉県、平成29年7月)」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置(健康福祉課)

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長がこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

(2) 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送(健康福祉課)

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した要配慮者等の生活の確保(健康福祉課)

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者等に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、町及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

(1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 救助救急・医療救護活動

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、町は関係機関と緊密に連携をとりながら、罹災者の医療救護に万全を期するものとする。

1 救助・救急（総務課、健康福祉課、消防本部、県警察）

（1）活動体制

町、消防本部及び警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県警、県医師会、茂原市長生郡医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

（2）救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 （1）同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 （2）傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。
海上保安部（署）		1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2 危険物等の対策（総務課、商工観光課、消防本部、ガス事業所、県）

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関名	対応措置
白子町	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取り扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	1 必要に応じて保管措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関との密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1 ガスホルダーの受入れ、送金の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対 応 措 置
白 子 町	<p>延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	<p>火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。</p>

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

機関名	対 応 措 置
白 子 町	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県 教 育 委 員 会	<p>発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機関名	対 応 措 置
消 防 本 部	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県 警 察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関 東 運 輸 局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
海 上 保 安 部 (署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止

3 医療救護（健康福祉課、消防本部、県、県警察）

(1) 情報の収集・提供

町及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- ア 傷病者等の発生状況
- イ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ウ 避難所及び医療救護所の設置状況
- エ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- オ 医療施設、医療救護所等への交通状況
- カ その他医療救護活動に資する事項

<資料編7 - 2 町内及び郡市内の救急医療機関>

(2) 医療救護活動

ア 実施機関

(ア) 医療救護は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

(イ) 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(ウ)(ア)により町長が行う場合は、次により実施する。

- a 茂原市長生郡医師会の長と締結した協定に基づき茂原市長生郡医師会が組織する救護班
- b 茂原市長生郡歯科医師会が組織する救護班
- c 外房薬剤師会が組織する救護班
- d 日本赤十字社千葉県支部・分区長が組織する救護班

(エ)(ア)及び(イ)により知事が行う場合は、次により実施する。

- a 県が組織する救護班
- b 日本赤十字社千葉県支部(以下「日赤県支部」という。)の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
- c 社団法人千葉県医師会(以下「県医師会」という。)の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
- d 社団法人千葉県歯科医師会(以下「県歯科医師会」という。)の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
- e 社団法人千葉県薬剤師会(以下「県薬剤師会」という。)の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班
- f 社団法人千葉県看護協会(以下「県看護協会」という。)の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
- g 社団法人千葉県接骨師会(以下「県接骨師会」という。)の長と締結した協定に基づき県接骨師会が組織する救護班
- h 国立病院機構で組織する救護班
- i 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム<DMAT>(以下「DMAT」という。)及び救護班

イ 救護班等出動の要請

(ア)町長は、必要に応じて茂原市長生郡医師会長、茂原市長生郡歯科医師会長、日赤県支部長・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

(イ)知事は、必要に応じてDMATの派遣要請を行うとともに、県救護班の出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずる。

(ウ)具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

ウ 救護班等の業務内容

- (ア)傷病者に対する応急措置
- (イ)後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ)軽症患者等に対する医療
- (エ)避難所等での医療
- (オ)助産救護

エ 救護所の設置

救護所は町又は県が設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。

オ 避難所救護センターの設置

(ア)町は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。

(イ)避難所救護センターでは、精神科、歯科等を加え、ストレスや精神不安への対応を含めた

きめ細かな対応を図る。

(ウ) 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。

(エ) 避難所救護センターの業務は長生健康福祉センター長が統括する。

カ 医薬品等の調達

(ア) 医薬品、医療資器材の確保

町は、救護のための医療器具及び薬品の確保について、茂原市長生郡医師会及び外房薬剤師会等に協力を要請する。不足する場合は、千葉県に対し医薬品等の供給を要請する。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて県内血液センターや日本赤十字社千葉県支部等に供給を依頼する。

キ 傷病者の搬送体制

(ア) 町との協定等に基づき出動した医療チームの責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を町長又は知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療施設までの搬送は町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

(イ) 緊急車両等による搬送は重傷者を優先する。

(ウ) 町民は自らの安全を確保した上で、救護所への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

ク 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、本編 本章 第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定める車両等による。

ケ 地域医療体制への支援

町又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため町民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画（県警察）

（1）千葉県警察災害警備計画

ア 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

イ 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

（ア）災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

（イ）対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

（ウ）連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

ウ 災害警備活動要領

（ア）要員の招集及び参集

（イ）気象情報及び災害情報の収集及び伝達

（ウ）装備資機材の運用

（エ）通信の確保

（オ）救出及び救護

（カ）避難誘導及び避難地区の警戒

（キ）警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

（ク）災害の拡大防止と二次災害の防止

（ケ）報道発表

（コ）行方不明者の捜索及び迷子等の保護

（サ）死傷者の身元確認、死体の収容

（シ）交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

（ス）地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

（セ）協定に基づく関係機関への協力要請

（ソ）その他必要な応急措置

（2）海上保安部（署）非常配備等計画

ア 大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

イ 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

ウ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

エ 警備要領

- (ア) 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が当庁巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。
- (イ) 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安部との海上における災害派遣に関する地方協定による。

2 交通規制計画（総務課、建設課、消防本部、県警察、海上保安庁、自衛隊）

(1) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

町長は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

イ 調査及び報告

建設課（建設班）は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

- (ア) 建設課（建設班）は、町の管理する道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を町長に報告するものとする。
- (イ) 町長は（ア）による報告を受けたときは、その状況を直ちに町域を管轄する長生土木事務所長に報告するものとする。

(2) 交通規制

ア 道路管理者の通行禁止又は制限

町は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 公安委員会の交通規制

- (ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- (イ) 公安委員会は、県内又は隣接・近隣都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。
- (ウ) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

ウ 茂原警察署長の交通規制

茂原警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

エ 警察官の交通規制等

(ア)警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

(イ)警察官は、通行禁止区域等(前記イ(イ)により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。)において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

(ア)自衛官及び消防吏員(以下「自衛官等」という。)は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記エ(イ)の職務の執行について行うことができる。

(イ)自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を茂原警察署長に通知する。

カ 海上保安部(署)の海上交通規制

(ア)港湾内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況に応じ、港内交通管制室による海上交通情報の提供及び管制信号又は巡視船艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要ある場合には航行制限を実施するものとする。

(イ)航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報の他、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

(3) 応急復旧

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められるものや民生の安定上必要があるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

3 緊急輸送(県)

千葉県では、災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路(緊急輸送道路) 港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

当町に特に関連する災害時における県の指定する緊急輸送道路は、主要地方道飯岡・一宮線、同茂原・白子線が2次路線となっており、災害時には、交通規制により広域的な緊急輸送を確保する道路として指定されている。

4 緊急通行車両の確認等(県、県警察)

(1) 緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが

特に必要な車両)であることの確認を求められることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の箇所に貼付する。

また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続きは、別に定める。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」)が交付される。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合において、確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書が交付される。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

<資料編5-4 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等>

<資料編5-6 町各部の車両保有数>

5 規制除外車両の確認等(県警察)

(1) 規制除外車両 緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両(以下「規制除外車両」という。)とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

(2) 規制除外車両の確認 規制除外車両の確認は、前記4(1)を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認 緊急通行車両とならない車両であって

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記4(2)を準用する。

6 交通情報の収集及び提供(県警察)

(1) 交通情報の収集は、航空機、車両、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部及び茂原警察署においては、隣接都県警察及び警察庁(管区警察局を含む。)と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

(2) 交通規制等交通情報の提供は、県警本部の交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

7 道路啓開(建設課、県)

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(本節において「道路管理者等」という。)は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に(一社)千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次

の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、千葉県からの救援物資の供給支援は、町からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとされている。

また、町及び県は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水（健康福祉課、広域水道部、県）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

（1）実施機関

ア 飲料水の供給は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

イ 町長は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び長生郡市広域市町村圏組合水道部は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

<資料編2 - 4 協定一覧>

（2）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

（3）水道事業体による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。運搬給水は、長生郡市広域市町村圏組合水道部の給水タンク、ポリタンクにより給水する。

イ 広報

災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

（4）県営水道の応急給水

町は県と密接に連携し、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対する応急給水を要請する。

(5) 補給水利の現況

補給場名	所在地	有効容量 (m^3)	現有施設能力	水源種別
			(m^3 /日)	
山之郷浄水場	長柄町山之郷260-2	600	6,166	地下水
皿木浄水場	長柄町皿木176	13,000	8,444	地下水
長南浄水場	長南町岩撫1	1,590	2,890	地下水
真名配水場	茂原市真名1720	14,000	50,600	浄水受水
大沢配水場	茂原市大沢1225	10,000	40,310	浄水受水

2 食料・生活必需品等の供給体制（産業課、商工観光課、県）

町は、災害時において、被災者等に対する食料や生活必需品を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者等の協力を得て体制を整備し、物資の調達を図る。

なお、県は壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 実施機関

ア 食料及び生活必需品の供給は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

イ 町長は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 救援物資の確保

町は、被災者及び応急対策従事者に対して、食料の供給及び調達を円滑にするため、災害用食料の緊急調達措置を確立し、一時的に被災者等の食生活を保護する。

ア 食料の調達

町は、備蓄する食料のほか、町内業者と協定による必要な食料の調達を図るが、町単独で必要量を調達できないときは、県に救援物資の供給要請し県備蓄食料の支援を受ける。

イ 要配慮者への配慮

食料の供給は、高齢者、病弱者、障害者等には必要に応じて食べやすい食料の供給を行う。また、乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

ウ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

<資料編2 - 4 協定一覧>

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(3) 政府所有米の供給計画

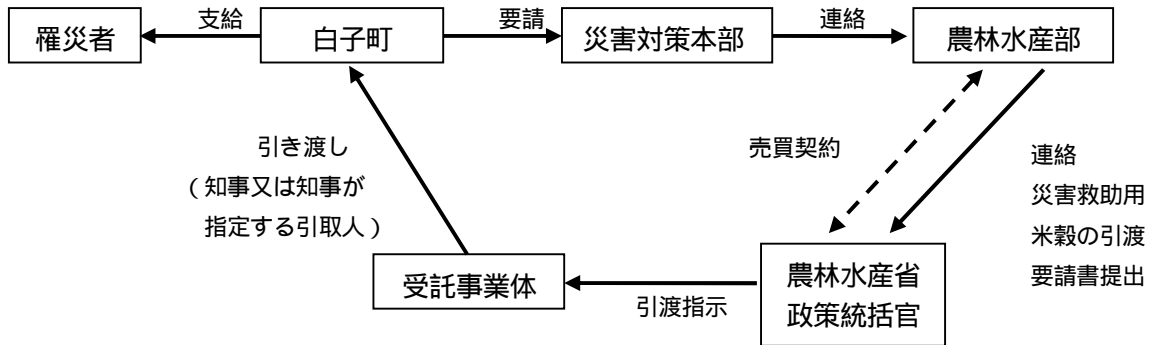
政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、政策統括官と売買契約を締結したうえで、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

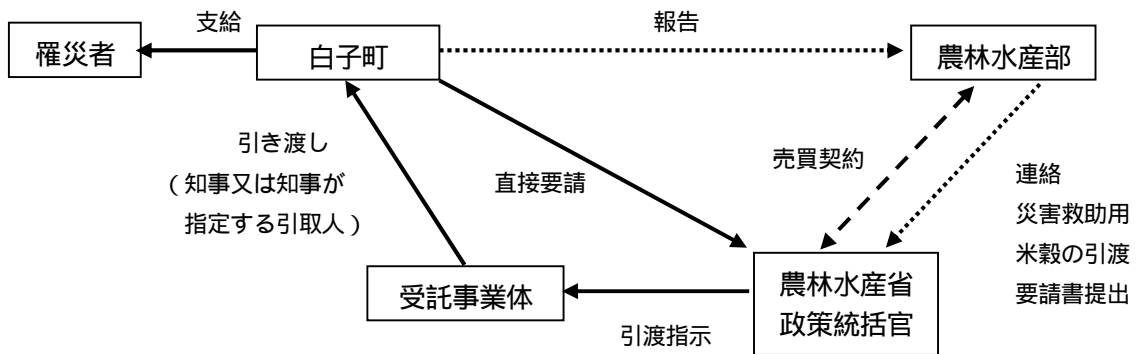
町から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省生産政策統括官に要請し、売買契約を締結する。

町からの要請を受け、県が要請する場合



町が直接、要請した場合

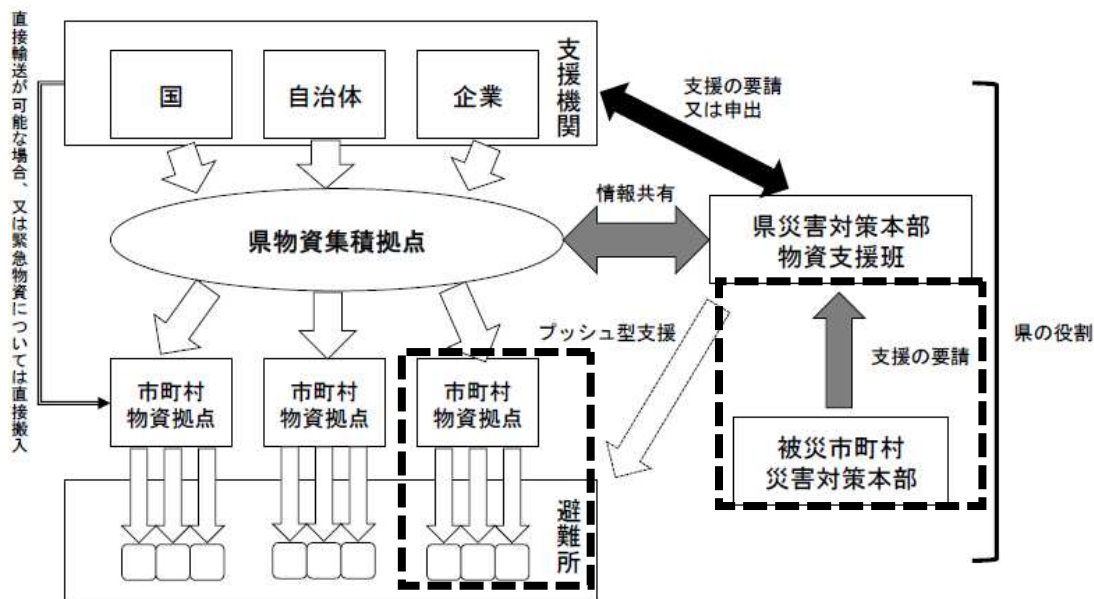
町が直接、政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて政策統括官に連絡する。



(4) 県による救援物資の供給体制の確保

千葉県は、「千葉県大規模災害時における応援受入計画（平成28年3月28日）」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

なお、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については一般社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。



※市町村は避難所ニーズの把握と、避難所までの物資輸送を行う。

┌───┐ : 町実施部分

出典) 千葉県大規模災害時における応援受入計画 P28

ア 県災害対策本部における民間物流事業者の活用

千葉県は、災害時において、千葉県災害対策本部内に支援物資物流に関する専門的な組織として「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

また、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、千葉県の災害対策本部及び物資集積拠点における業務に物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制とする。

イ 県物資拠点の確保

千葉県は、県物資集積拠点の設定について「千葉県大規模災害時における応援受入計画（平成28年3月28日）」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）を、日本コンベンションセンター国際展示場が使用できない場合には県総合スポーツセンターを県物資集積拠点とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。

ウ 町物資拠点の確保

町は、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

エ 避難所等の物資ニーズの把握

町は、発災後の時間経過と共に変遷する、避難所や車中・テント泊、自宅で避難生活を送る避難者の物資ニーズの把握を行う。

オ 町物資拠点の確保

町は、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

カ 輸送車両等の確保

町は、民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、町物資拠点から避難所までの迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

キ その他の輸送手段の選定

千葉県は、道路の被害状況等により通常的手段では陸上輸送が困難な場合等には、自衛隊に応援要請を行う等により、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 海上輸送

a 応急海上輸送

関東運輸局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者、救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。

b 配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

船舶

関東運輸局防災業務計画の定めるところによる。

造船所

平常時から関係事業者と連携を保ち、修理能力等の現況を把握しておくものとする。

海上保安部（署）の協力

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、千葉県から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

(イ) 航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。

ク 災害ボランティアの活用

千葉県県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県災害ボランティアセンターに要請する。

3 燃料の調達（県）

千葉県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

また、千葉県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

さらに、緊急供給要請を行い、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。

第9節 広域応援の要請及び県外支援

大規模災害時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

1 受援計画（総務課）

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、応援要員の宿泊施設、応援要員との情報共有の方法等について必要な準備を整えた受援計画を定める。

【応援をうけることが考えられる業務一例】

- 発災直後の救助活動
- 物資輸送とその配分
- 建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定
- 応急給水活動
- 医療救護活動
- 避難所対応
- し尿処理
- ごみ処理
- ライフライン復旧作業
- 避難所での保健活動
- 罹災証明関係事務
- 応急仮設住宅の入居申込み受付・説明
- 各種被災者生活支援制度に係る申請書の審査事務
- 復興計画策定支援

2 国等に対する応援要請（総務課、県）

(1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

(2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

また、指定行政機関の長又は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

さらに、応急措置を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応急措置の実施を要請する。災害の規模等から都道府県間の応援要請のみでは不十分なときは、災害対策基本法第74条の3第1項により、内閣総理大臣に対し、他都道府県の応援を求める。

また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第74条の3により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請

する。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

3 県に対する応援要請（総務課、県）

町長は、災害応急措置の実施のため必要があるときは、県知事に対し、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

千葉県は、特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される場合は、県は積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うこととしている。

町は、大規模災害時において県からの「プッシュ型」支援等を視野に入れた活動体制をとるものとする。

4 県による応急措置の代行（県）

千葉県は、県内で災害が発生した場合において、被災により町がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第73条により、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該町に代わって行うものとする。

5 県による他都道府県等に対する応援要請（県）

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる協定に基づき他の都道府県市に応援要請を行う。

(1) 九都県市災害時相互応援に関する協定

九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「九都県市応援調整都県市マニュアル」、「九都県市応援調整本部行動マニュアル」により広域応援を行う。

(2) 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施する。

(3) 震災時等の相互応援に関する協定

関東地方1都9県間の迅速な災害対応を図るため「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」を策定し、災害時における連携を図っている。

(4) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。

<資料編2 - 4 協定一覧>

6 市町村間の相互応援（総務課、県）

(1) 被災町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成8年2月23日）」に基づき、他の町長に応援要請を行う。

(2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し町を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- ア 応援をすべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

(3) 町長は、市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

7 民間団体等への協力要請（総務課）

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対して協力を要請する。

<資料編 2 - 4 協定一覧>

8 消防機関の応援（総務課、消防本部、県）

(1) 町長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

<資料編 2 - 4 協定一覧>

<資料編 2 - 3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱>

(2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を町以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

<資料編 2 - 2 千葉県消防広域応援隊運用要綱>

(3) 町以外の市町村は、町からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

9 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援（県）

県土整備部長は、県及び町の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときは、関東地方整備局及び1都8県5政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、応援要請を行う。

10 水道事業体等の相互応援（広域水道部）

町長及び水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

<資料編 2 - 4 協定一覧>

11 資料の提供及び交換（総務課、県）

- (1) 町及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

12 経費の負担（総務課）

- (1) 国又は県、他市町村から職員派遣を受けた場合
国又は県、他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条によるほか、協定等の定める方法による。
- (2) 指定公共機関等から協力を受けた場合
指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

13 海外からの支援受入れ（総務課、県）

- (1) 国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、市町村及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。
- (2) 海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、受入れを判断する。
 - ア 協力の内容、期間、人員
 - イ 入国上の問題点
 - ウ 市町村、消防機関の意向

14 県外被災県等への支援（総務課、県）

東日本大震災及び熊本地震被災地に以下のを行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、県外で大規模な災害が発生した場合に被災地への迅速かつ円滑な支援を行う。

- (1) 人材支援
 - ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、DPAT等）
 - イ 保健師チームの派遣
 - ウ スクールカウンセラー等の派遣
 - エ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣
 - オ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等
水道局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。
 - カ 職員の派遣
- (2) 物資支援
 - ア 医薬品等
 - イ 救援・義援物資
- (3) その他
 - ア 被災者の移送
 - イ 震災に係る広域的な火葬受入
 - ウ 県所有入浴システムによる入浴支援

15 広域避難（総務課、住民課、県）

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとするとしている。町は、被災の状況に応じて、広域避難に関する支援要請又は広域避難者の受入れを実施する。

- (1) 広域避難の調整手続き等
 - ア 県内市町村間における広域避難に関する支援要請及び受入れ
 - (ア) 県内市町村間における広域避難に関する支援要請
町は、区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、千葉県に対し、広域避難の支援要請を実施する。
 - (イ) 県内市町村間における広域避難者の受入れ
他市町村が千葉県に対し、広域避難者の受入れ支援要請を行った場合、千葉県は、受入れ

先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとされている。町は、受入れ先として選定され協議を受けた際、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、千葉県支援のもと、当該被災者の受入れを実施する。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

(ア) 都道府県域を越える広域避難に関する支援要請

町は、都道府県域を越える広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、千葉県に対し、広域避難の支援要請を実施する。千葉県は、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとされている。

(イ) 都道府県域を越える広域避難者の受入れ

他の被災都道府県から千葉県に対し、広域避難の受入の協議があった場合には、千葉県は県内市町村都の調整の上、受け入れ先を決定することとされている。受け入れ先と決定され要請があった場合には、千葉県による支援のもと、広域避難者の受入れを実施する。

(2) 広域避難者への支援

町は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた場合、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的にを行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受け入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、町及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。所在が確認できる広域避難者については、受け入れ先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、町長は、災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣の要請（総務課、県）

町長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、知事に対し、災害派遣の要請を行うものとする。

2 災害派遣の方法（総務課、県）

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

（1）知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため、自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

町長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び本町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

（2）知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で派遣要請の要求ができないときは、町長から自衛隊に通報し、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。町長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

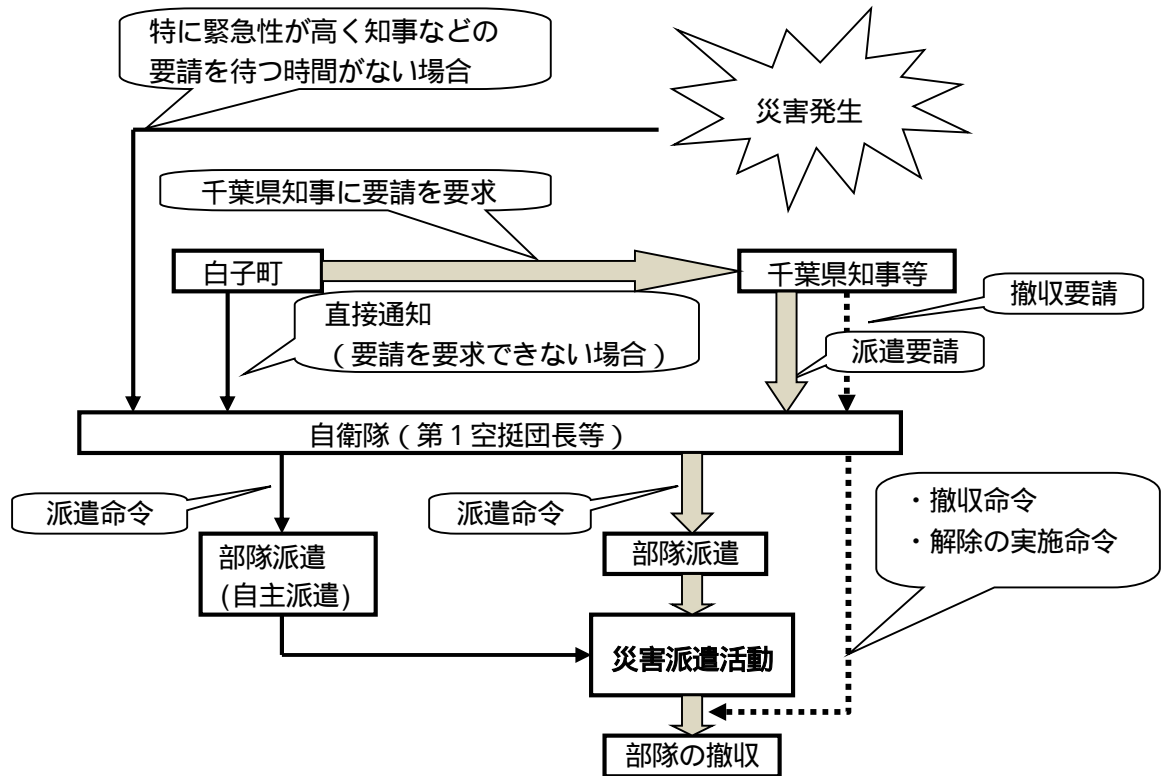
イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の手続等 (県)

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。
ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は第1補給処長を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通報する。

ウ 要請文書のあて先

区分	あて先	所在地
陸上自衛隊に対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先

	需 品 学 校 長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横 須 賀 地 方 総 監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1
	下 総 教 育 航 空 群 司 令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第 2 1 航 空 群 司 令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	第 1 補 給 処 長	〒292-0061 木更津市岩根1-4-1

<資料編 5 - 1 緊急時における自衛隊の災害派遣要請連絡先一覧>

(3) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請または自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣の要請の要求（総務課）

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として町長が行う。

(2) 町長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

5 自衛隊との連絡（県、自衛隊）

(1) 情報の交換

千葉県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎10階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

6 災害派遣部隊の受入体制（総務課、県）

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

町は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポ

ート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

(4) 自衛隊装備品の主要性能等

<資料編5 - 2 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧>

<資料編5 - 3 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能>

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は町が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は町の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請（総務課）

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議を行う。

8 経費負担区分（総務課）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料

- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

9 自衛隊の即応態勢（自衛隊）

(1) 情報収集

震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊第21航空群（千葉県館山市）

第 1 1 節 学校等における児童生徒等の安全対策と文化財の保護

災害発生時は学校等における児童生徒等の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒等に対する支援も行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立（教育課）

（1）防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

（2）事前準備

ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

（ア）計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。

（イ）児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

（ウ）当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

（エ）勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

（オ）交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

（3）災害時の体制

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

（4）災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 町教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒等の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。

エ 町教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2 応急教育の実施（教育課）

（1）応急教育の予定施設

ア 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

被災の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が被害を受けた場合	1 特別教室・屋体施設等を利用する。 2 2部授業を実施する。
学校の校舎が全部被害を受けた場合	1 公民館等公共施設を利用する。 2 隣接学校の校舎を利用する。
町内大部分(広域な範囲)について大被害を受けた場合	1 避難先の最寄りの学校・公民館公共施設を利用する。
特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	1 住民避難先の最寄りの学校・災害を受けなかった最寄りの学校・公民館公共施設等を利用する。 2 応急仮校舎を建設する。

イ 応急教育実施の予定施設については、応急危険度判定の後、関係者と協議のうえ選定し、教職員・住民に対し、周知徹底を図るようとする。

（2）応急教育方法

学校の施設が被災したり、あるいは地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

ア 学校施設が罹災した場合は、応急復旧を速やかに行い、教育ができるように措置する。

イ 応急復旧不可能な場合は、被災僅少地域の学校施設・公民館・その他民有施設等を借り上げて実施する。

ウ 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、学習の方法や内容等をあらかじめ周知させる。

エ 長期にわたり授業不可能な場合は、学校と児童生徒等との連絡方法や学習上の組織(地区組織)などの整備と活用を十分にする。

オ 町内の教職員の動員態勢を整え、各学校が有機的連携のもとで対処できるようにする。なお、教員の不足により応急教育の実施に使用を来す場合には、県へ教員の斡旋を要請する。

3 学用品の調達及び支給（教育課）

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

（1）実施機関

教材・学用品の給与は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

（2）学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

（ア）災害によって住家が全壊（焼）流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

（イ）小学校児童及び中学校生徒

（ウ）学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実施に必要なものに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4 授業料等の減免・育英補助の措置（税務課、教育課）

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

5 学校給食の実施（学校給食センター、教育課）

町は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、必要に応じ、県に対し物資等の調達及び指導・助言を要請する。

6 文化財の応急対策（生涯学習課、県）

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 町は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を経由し県に報告する。

ウ 千葉県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告することとされている。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行うこととされている。

イ 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。建造物については、町等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・町及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。記念物については、町等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第12節 帰宅困難者等対策

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（総務課、住民課）

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、住民、企業、学校など関係機関に対し、国、県、他市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校、保育所など関係機関における施設内待機（事業所、住民課、商工観光課、教育課、生涯学習課）

企業及び学校、保育所など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設における利用者保護（事業所）

大規模集客施設を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供（総務課、住民課、県）

（1）帰宅困難者等の把握と混乱防止

町は、大規模集客施設等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

（2）帰宅困難者等への情報提供

町及び県は、風水害に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（総務課、住民課、県）

（1）一時滞在施設の開設

町及び県は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、地震発生時に準じ、予め一時滞在施設として活用できる所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開放する。

また、町は、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

町は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

（2）一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

（3）一時滞在施設の運営

施設管理者は、震災発生時に準じ、予め定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、

運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、県や町は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧情報などの情報を提供する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が生活に支障がないよう、環境保全を図る。

1 保健活動（健康福祉課、県）

- (1) 町、長生健康福祉センターは、災害発生時、把握している要配慮者の健康状態の把握を行い、情報の共有・交換を行う。
- (2) 医師会及び長生健康福祉センターは、保健活動チームを編成し、町と連携して避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- (3) 町、長生健康福祉センターは、災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、連携して予防活動を実施する。
- (4) 町は、避難所を設置した場合において、長生健康福祉センターの支援を得て、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を支援する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。
- (5) 町は平常時から長生健康福祉センターと連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。
- (6) 長生健康福祉センターは、(1)から(4)までの活動をする際、町から、住民の健康情報及び県からの保健師等の派遣要請の必要性について聴取した上で、県に報告する。
県は、派遣要請を受けた場合、速やかに派遣計画を策定し、市町村のニーズに応じた派遣を行うこととされている。

2 飲料水の安全確保（健康福祉課、県）

長生健康福祉センターは、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、町と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3 防疫（環境課、県）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

- (1) 防疫体制の確立
町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 実施主体
災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき町及び県が実施する。
- (3) 災害防疫の実施方法
ア 検病調査及び健康診断
町及び茂原市長生郡医師会は、長生健康福祉センター及び関係機関が実施する避難所等を重

点にした検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断に協力する。

イ 防疫措置の強化

町は、災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

ウ 広報の徹底

町は、地域住民の社会不安の防止を図るため、防疫情報及び防疫活動等に関する広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

感染症法第 2 7 条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(ア) 浸水家屋、下水等その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。

(イ) 避難所の便所その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。

(ウ) 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸の消毒を行う。

(エ) 状況により、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

オ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

長生健康福祉センターは、感染症法第 1 9 条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

町は、防疫活動の実施にあたっては、必要な防疫用薬剤を長生健康福祉センターに要請する。県は、町からの要請に応じ直ちに供給できるよう、長生健康福祉センター等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図る。

(6) 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時長生健康福祉センターに報告する。

4 死体の捜索処理等(住民課、健康福祉課、県、県警察、海上保安庁)

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに捜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収用するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に行わせることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また千葉県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく死体の処理体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施することとされている。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等(以下「検案医師等」という。)により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設(死体収容所(安置所)、検視場所)の確保は、県及び町が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

- ア 町長は、検案医師等について、茂原市長生郡医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。
- イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等は混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

死体の処理は、町が、茂原市長生郡医師会及び日赤県支部地区・分区その他関係機関の協力のもとに実施する。なお、これに先立つ死体の検視については、県警本部が行う。

(ア) 死体を処理する場合

- a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、町長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に死体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に死体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、町長が死体の処理を行う。

- c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）刑事訴訟法第229条（検視）検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は町の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

(イ) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

エ 記録及び報告

町は、死体の処理状況等を随時本部長に報告するとともに、書類を整備し、所掌業務完了後速やかに本部長に報告するものとする。

オ 死体の輸送

(ア) 検視及び検案を終えた死体は、町が警察署及び消防団の協力を得て、死体収容所（安置所）に輸送し、収容する。

(イ) 災害救助法が適用された場合も同様の措置を行う。

カ 死体収容所（安置所）の設営及び死体の収容

(ア) 死体収容所（安置所）の開設

- a 死体の身元を識別するため、埋葬が行われるまでの間、一時保存することが必要なため、町は死体収容所（安置所）を開設する。
- b 死体収容所（安置所）は、被害現場付近の寺院、神社等に開設する。適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等設備し収容する。

（イ）死体の収容

- a 町は、死体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名、番号を記載した「氏名札」を棺に貼る。
- b 死体収容所（安置所）において、町は埋火葬許可証を発行する。
- c 町は、家族その他から死体の引き取りを希望する者がいるときは、死体処理票により整理のうえ引き渡す。

（４）その他

ア 県警察における計画

（ア）死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

（イ）身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、町長又は知事と緊密に連絡し、町及び県の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。

（ウ）死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

イ 海上保安部（署）における計画

（ア）災害により周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

（イ）必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当る。

（ウ）収容した死体は、町長又は知事と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、町長又は知事の行う措置に協力する。

5 動物対策（環境課、県）

町は、長生健康福祉センター及び動物愛護センター等と連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

6 災害廃棄物及び障害物の除去（環境課、広域事務局、県）

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

（１）災害廃棄物処理計画

町は、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）及び千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づき、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルの策定を推進し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

（ア）被害時における被害地帯の清掃は、町長が実施するものとする。

（イ）町は、災害等による大量の廃棄物が発生し、本町で処理が困難な場合は「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（平成9年7月31日）」に基づき相互に援助協力を行う。

また、千葉県を通じて「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

（ウ）町は県に対し、助言、情報提供を要請する。

イ 廃棄物の収集と処理

（ア）町における組織体制

災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

（イ）災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として町の最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e 災害廃棄物の分類に関する方針

災害廃棄物は、下記に示す12種類に分類するものとする。

《災害廃棄物の分類（12種類）》

可燃系混合物

不燃系混合物

コンクリート系混合物

木質系混合物

廃家電等

処理困難物：布団等

：廃置等

金属系混合物

廃自動車等

危険物・有害物等：消火器

：灯油

: ガスポンベ

f し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

町において、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておく。

(2) 障害物の除去

ア 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ、自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

(イ) 本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、町長は、道路法第16条の規定により、町が管理する道路については、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物の除去を行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

ウ 河川・海岸関係障害物除去計画

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

エ 住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省水・大気環境局大気環境課)を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 千葉県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策

千葉労働局は、平常時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。災害後においても、平常時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の提供等（建設課）

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の共有や住宅の応急修理を実施する。

（1）応急仮設住宅の供与

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

（ア）応急仮設住宅の供与は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

（イ）本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 供与の方法

（ア）建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

（イ）民間賃貸住宅の借り上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘察した上で、関係団体と協力し借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

（ウ）高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

2 被災した住宅の応急修理計画（建設課）

災害により、住家が半焼、又は半壊し、そのままでは当面の生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

（1）実施機関

ア 被災した住宅の応急修理は、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

（2）住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

3 建設資材の確保（建設課、産業課）

- (1) 町は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建設業者が不足し、又は建築資材を調達できない場合は、県に調達又はあっせんを要請する。
- (2) 災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の供給要請
 - ア 国有林の供給
町長は、必要に応じ関東森林管理局に対し、災害復旧用材の供給を要請する。
 - イ 県有林の使用
町長は、災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、知事に対し県有林材の提供を要請する。

4 被災宅地危険度判定支援体制の整備（建設課、県）

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努める県の指導のもと、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、町内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

被災時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

(2) 判定士の確保

町は、次の方法により、宅地の危険度判定の有資格者を確保する。

- ア 県、他市町村の応援を要請する。
- イ 町内の関係団体へ要請する。
- ウ ボランティアの派遣を要請する。

(3) 判定作業の概要

- ア 判定は、「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に従って行う。
- イ 判定の結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」に区分する。

(4) 判定後の措置

判定の結果、「危険宅地」とされた宅地については、立ち入り禁止の措置をとる。

(5) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

千葉県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理にあたる。

被災時においては、県は、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

5 罹災証明書の交付（総務課）

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

(1) 発行手続

罹災証明書の発行事務は、総務班において取扱う。総務班が個別的に調査した結果をもとに、総務課が罹災台帳を作成する。罹災証明書は、被災者の申請（別紙様式）に基づき、この罹災台帳で確認することによって発行する。罹災台帳で確認できないときは、申請者の立証資料をもとに、必要な場合は再調査の上判断する。

(2) 証明の範囲

罹災証明書で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次のような被害とする。

ア 人的被害

- (ア) 死亡
- (イ) 行方不明
- (ウ) 負傷

イ 物的被害

- (ア) 全壊又は全焼
- (イ) 流失
- (ウ) 半壊又は半焼
- (エ) 床上浸水
- (オ) 床下浸水
- (カ) 一部損壊

(3) 証明手数料

罹災証明書作成の手数料は、無料とする。

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

町及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

1 水道施設（総務課、健康福祉課、広域水道部）

災害時において、広域水道部は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業者等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行うものとする。

（1）活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

（2）応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

（ア）取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

（イ）主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

（3）水道施設の応急復旧

被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、一日も早く管路による平常給水を回復するための対策を定める。

なお、広域水道部のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

<資料編2 - 4 協定一覧>

ア 被害発生の把握及び緊急措置

発災後の緊急措置体制、被害状況の把握方法、被害の拡大防止等について定める。

イ 応急復旧

復旧期間の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立て実施する。

（ア）復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。

（イ）応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は、仮配管等による仮復旧とする。

（ウ）施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

（エ）施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

（オ）復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認をして速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

広域水道部の保有資機材で対処する。

なお、不足する場合は、製造会社、水道用資機材供給会社及び他の水道事業者から調達する。

（4）広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 小規模下水道施設（コミュニティ・プラント）（環境課）

（1）応急活動体制

管轄する小規模下水道施設（コミュニティ・プラント）に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急防災活動を実施する。このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制整備に努める。

（2）緊急活動

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、応急対策を行う。

なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

（3）応急復旧対策

応急復旧に当たっては、被害の状況・原因等の調査を行い応急復旧対応の内容を決定し、復旧工事を実施する。復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

（4）防災資機材の整備・備蓄対策

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

（5）広報活動

ア 速やかな復旧が不可能または、復旧の終了していない地域について、トイレ・風呂等の使用を極力控えるよう広報にて協力要請する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関・報道機関等に伝達し、広報する。

3 電力施設（東京電力パワーグリッド株）

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。

（1）応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

ア 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

イ 非常態勢の組織

（ア）総支社非常災害対策本部（以下「本部」という。）を千葉支店内に置く。また、非常災害対策支部（以下「支部」という。）を各支社に設置する。

千葉支店 千葉市中央区富士見2-9-5 電話 043(224)3111（代）

（イ）次の現業機関に支部が設置される。

千葉支社 千葉市美浜区幸町1-21-19 電話 043(246)6507（代）

京葉 " 船橋市湊町2-2-16 " 047(433)5160（代）

東葛 " 柏市新柏1-13-2 " 04(7163)5606（代）

成田 " 成田市花崎町822-1 " 0476(24)2871（代）

木更津 " 木更津市貝淵3-13-40 " 0438(23)3860（代）

ウ 組織の運営

（ア）発令

a 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき体制区分にしたがい、第1～3非常体制を発令する。

b 上部機関が非常体制に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。

c 支社において非常体制を発令した場合は、支店長へその旨報告する。

(イ) 運 営

非常体制が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

(ウ) 縮小・解除

本(支)部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常体制を縮小する。

また、非常災害対策本(支)部を設置しておく必要がなくなった場合は非常体制を解除する。

エ 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常体制の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。

オ 非常災害発生時の対策

非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。

カ 被害復旧対策

(ア) 復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

- a 復旧応援隊の必要の有無
- b 復旧作業隊の配置状況
- c 復旧資機材の調達
- d 電力系統の復旧方法の検討
- e 復旧作業の日程
- f 仮復旧の完了見込み
- g 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配
- h その他必要対策

(イ) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況及び各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。

- a 送電設備
 - 全回線送電不能の主要線路
 - 全回線送電不能のその他の線路
 - 一部回線送電不能の重要線路
 - 一部回線送電不能のその他の線路
- b 変電設備
 - 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - 都心部に送電する系統の送電用変電所
 - 重要施設に供給する配電用変電所
- c 通信設備
 - 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
 - 保守用回線
 - 業務用回線
- d 配電設備

この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県地域振興事務所、官公署、警察消防、N T T、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。

長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。

停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの

仮施設を行う。

キ 復旧応援隊の組織及び運営

被害が多で、当該非常災害対策本（支）部だけの工事力では早期復旧が困難な場合には、復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。

ク 復旧用資機材等の調達及び輸送

（ア）非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。

（イ）連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続きを行う。

（ウ）非常災害対策本（支）部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行う。

ケ 災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

（２）復旧作業上の留意事項

ア 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。

イ 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所では復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

ウ 幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊、折損電柱等は早期に取り除く。

（３）非常災害前の対策

ア 情報連絡

（ア）給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。

（イ）災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。なお、電話の使用順位については、「通信設備及び電子施設保守運用規則」による。

（ウ）当社の保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話、警察電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。

イ 各設備の予防強化

（ア）業務設備

既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、総支社並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。

a 要員の確保

非常災害の発生するおそれのある場合は、総務班員による社屋防護班を編成しておく。

b 防火、防水、救命用器などの点検整備

c 非常持出物品の搬出準備

d 防火扉の開閉点検

e 建物の補強

f 建設中の設備及び資材等の補強並びに損害防止

g 排水設備の点検整備

（イ）その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）

業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。

a 洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある事業所については、諸施設の災害予防につい

て応急対策を強化する。なお、利根川及び荒川の洪水予報については、別途「利根川、荒川洪水予報伝達系統」の定めにより運用する。

- b 配電、変電、送電、電子通信等の設備で工事中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完成するか補強処置を講ずる。
- c その他設備ごとに状況に応じて対策を立て強化を図る。
- d 上記の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。

(ウ) 要員の動員、連絡の徹底

- a 支店及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。
- b 支店及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。
- c 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常体制が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。
- d 所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。
- e 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種体制に入り得るよう受入体制に配慮する。

(エ) 工具、機動力、資機材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

(オ) 公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

- a 無断昇柱、無断工事を禁止すること。
- b 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
- c 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
- d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。
- e 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- f その他事故防止のための留意すべき事項。

(4) 災害発生時の対策

ア 各設備の運転保守について

- (ア) 災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。
- (イ) 浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

イ 被害状況の収集、周知

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

(ア) 被害状況の収集

a 本部

電話連絡可能の場合は、各支部より状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。

電話連絡不可能の場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて舟艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。

b 支部

各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。

被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。

(イ) 被害状況の周知

a 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、PR車、ビラ等を利用し、その状況(被害数、復旧見込み等)の周知に努める。

b 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力方を要請する。

4 ガス施設(ガス事業所)

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

災害発生時には、事業所の保安計画に基づく「ガス漏洩えい及び導管事故等処理要領」及び「白子町ガス事業所災害対策要領」に基づき応急対策を実施する。

(1) 応急対策

ア 動員体制

班長は、非常災害が予想され又は発生した場合は、次とおり動員体制を指示する。

(ア) 第1次特別出動体制 - 被害又は被害予想が軽度又は局部の場合

(イ) 第2次特別出動体制 - 被害又は被害予想が中程度の場合

(ウ) 第3次特別出動体制 - 被害又は被害予想が甚だしい場合

イ 配備体制

班長は、非常災害が予想され又は発生した場合は、次とおり動員体制を指示する。

(ア) 班長は、前記の体制に応じて各班の役割を遂行するよう指示する。

(イ) 本部設置以前の緊急措置は積極的に災害対策活動を行い、班長へは、事後報告により承認を求めるものとする。

(2) 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、町民の不安除去のため、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

5 通信施設(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株))

(1) 東日本電信電話株式会社千葉事業部の通信施設災害対策計画

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部をはじめ各営業所に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、町、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される利根川水系等の洪水予報について速やかに町へ通報する。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

a 電源の確保

b 災害対策用無線機装置類の発動準備

c 非常用電話局装置等の発動準備

- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言「web171」の運用

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 株式会社NTTドコモの通信施設災害対策計画

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、町、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI株式会社の通信施設災害対策計画

KDDI株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般町民を対象に災害伝言版サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク株式会社の通信施設災害対策計画

ソフトバンク株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

6 郵政業務（日本郵便株）

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。また、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、災害特別事務取扱を実施するほか、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

- (1) 災害時における窓口業務の維持を行う。
- (2) ゆうちょ銀行株式会社の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
災害救助法が発動された場合、被災 1 世帯当たり、通常郵便葉書 5 枚及び郵便書簡 1 枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。
- (4) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除
被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。
- (5) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局とする。
- (6) 利用の制限及び業務の停止
重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第16節 ボランティアの協力

町は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

また、町災害ボランティアセンターについては、町社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されており、県社会福祉協議会と締結している千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、災害時における相互支援マニュアルが整備されていることから、町及び県は、その運営を支援する。

また、町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

1 災害ボランティアセンターの設置（健康福祉課、町社会福祉協議会）

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、町は被災の状況を踏まえ、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、白子町村社会福祉協議会が行うことができる。

2 ボランティアの活動分野（健康福祉課、町社会福祉協議会）

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

（1）専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

（2）一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の介護
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体（健康福祉課、町社会福祉協議会）

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

（1）個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士

エ ボランティア活動の一般分野を担う個人

オ その他

(2) 団 体

ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団

イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会

ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー

エ 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部

オ その他ボランティア団体・NPO法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（健康福祉課、町社会福祉協議会）

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、町民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき「ちば県民活動PR月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（健康福祉課、町社会福祉協議会）

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

町は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を県と調整の上、派遣を要請する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳・ 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

平常時に登録を行っている。

(2) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、市町村が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

県災害ボランティアセンターで登録したボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

また、被災地周辺市町村においては、県災害ボランティアセンターの指示により、被災市町村と連絡調整の上、現地に派遣するものとする。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び町による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

町は、日本赤十字社千葉県支部、県災害ボランティアセンター及び町災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

6 ボランティア受入体制（健康福祉課、町社会福祉協議会）

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 町災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターや活動拠点については、町と運営主体の町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる町が負担する。ボランティアが活動に必要な資機材については、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会

においても、予め用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（健康福祉課、町社会福祉協議会）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

8 ボランティアコーディネーターの養成（健康福祉課、町社会福祉協議会）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要であるため県等で実施している研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を図る。

第4章 災害復旧計画

被災者生活安定のための支援

- ・ 被災者に関する支援の情報の提供等 (第1節 風-4-2)
- ・ 被災者生活再建支援金 (第1節 風-4-2)
- ・ 公営住宅の建設等 (第1節 風-4-3)
- ・ 災害援護資金 (第1節 風-4-3)
- ・ 生活福祉資金 (第1節 風-4-4)
- ・ 町税の減免等 (第1節 風-4-4)
- ・ 生活相談 (第1節 風-4-5)
- ・ 雇用の維持に向けた事業主への支援 (第1節 風-4-6)
- ・ 義援金の配布 (第1節 風-4-6)
- ・ その他の生活確保 (第1節 風-4-7)
- ・ 中小企業への融資 (第1節 風-4-8)
- ・ 農林漁業者への融資 (第1節 風-4-8)

ライフライン関連施設等の復旧計画

- ・ 水道施設 (第2節 風-4-9)
- ・ 小規模下水道施設(コミュニティ・プラント) (第2節 風-4-9)
- ・ 電力施設 (第2節 風-4-9)
- ・ ガス施設 (第2節 風-4-10)
- ・ 通信施設 (第2節 風-4-11)
- ・ 農林・水産業施設 (第2節 風-4-11)
- ・ 公共土木施設 (第2節 風-4-12)

激甚災害の指定

- ・ 激甚災害に関する調査 (第3節 風-4-13)
- ・ 特別財政援助額の交付手続き等 (第3節 風-4-13)

災害復興

- ・ 体制の整備 (第4節 風-4-14)
- ・ 災害からの復興に関する基本的な考え方 (第4節 風-4-14)
- ・ 想定される復興準備計画 (第4節 風-4-14)
- ・ 復興対策の研究、検討 (第4節 風-4-15)

第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた町民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、町民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者に関する支援の情報の提供等（総務課、県）

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、被災者台帳を作成する町からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。

2 被災者生活再建支援金（総務課、県）

（1）目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって町民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

（2）対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイの被害が発生した都道府県の他の市町村を含む都道府県内の市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

（3）対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

（4）支援金の支給額

支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給手続き

被災世帯からの支給申請は町で受付を行い、県を經由して、公益財団法人都道府県会館に書類が提出される。

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記(2)の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、町とする。(県から町への補助方式：補助率10/10)

ウ 支援金の支給額は上記(4)と同等とする。

3 公営住宅の建設等（建設課）

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

なお、公営住宅の建設等を行うにあたっては県の指導・支援を受けて実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

町は、県及び関係機関と協議し、円滑な入居に努める。

4 災害援護資金（健康福祉課、会計課）

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、下表に掲げる額に満たない世帯。

ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前	

年の所得の合計額が1,270万円

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷のある場合

- (ア) 家財等の損害がない場合 150万円以内
- (イ) 家財の1/3以上の損害 250万円以内
- (ウ) 住居の半壊 270万円以内

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

- (エ) 住居の全壊 350万円以内

イ 世帯主の1ヶ月以上の負傷のない場合

- (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円以内
- (イ) 住居の半壊 170万円以内

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

- (ウ) 住居の全壊((エ)を除く) 250万円以内

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

- (エ) 住居の全体が滅失若しくは流失 350万円以内

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10年(うち据置期間3年、特別な場合は5年)

イ 利子 年3%(据置期間中は無利子)

ウ 保証人 連帯保証人になること

(4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還

(5) 申込方法 白子町役場 健康福祉課に申し込む。

5 生活福祉資金(会計課、町社会福祉協議会)

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金(災害援護資金)の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯150万円以内

(3) 貸付条件

ア 据置期間 6月以内

イ 償還期間 据置期間経過後7年以内

ウ 利子

保証人あり 無利子

保証人なし 年1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること

(イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

(ウ) 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者

(4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

(5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、白子町社会福祉協議会へ申し込む。

6 町税の減免等(税務課)

被災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法又は町税条例の規定により、町税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

ア 災害が広範囲にわたる場合

町長が適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ その他の場合

納税義務者等の申請により、災害のやんだ日から納税義務者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において期日を指定するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。
なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

ア 個人の町民税

個人の町民税は、町税条例の規定により減免するものとする。

イ 個人の事業税

納期未到来分については、被災の状況に応じ減免するものとする。

ウ 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、又は取得した不動産がその取得直後に災害により滅失若しくは損壊した場合における当該不動産の取得については、不動産取得税を減免するものとする。

エ 自動車税

災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ減免するものとする。

オ 軽油引取税

災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受けとることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除するものとする。

カ 固定資産税

災害により被害を受けた大規模償却資産について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

7 生活相談（総務課、住民課、健康福祉課、県、県警察）

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
白 子 町	町は、総合窓口（生活相談所）を開設し、発災に伴う相談や通常の相談とともに被災者の苦情又は要望事項を受付け、その内容について関係各課及び関係機関等への照会、連絡により解決を図っていくものとする。 1 発災に伴う相談 (1) 被災に伴う住宅・敷地の安全性、住宅の確保、住宅の建替えや改修等、住宅の建設購入等の融資に関する相談 (2) 災害により死亡された方の遺族への弔慰金、重度の障害を受けた方への見舞金、負傷された方または住居・家財に被害を受けた方への生活再建に必要な資金、住宅が全壊、大規模半壊等の被害を受けた方の生活再建支援金に関する相談・申請受付

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
	(3) 母子寡婦福祉資金に関する相談、その他 (4) 罹災(届出)証明申請受付 (5) その他 2 通常の相談 行政、人権、農地・農政、健康、心配ごと、家庭教育、その他に関する相談
県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒等及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び町と緊密な連携を図る。
県 警 察	1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

8 雇用の維持に向けた事業主への支援(総務課)

雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

9 義援金の配布(総務課、健康福祉課、県、日本赤十字社)

町は、大規模な風水害等による被災者に対し、必要に応じ町が募集する義援金について确实・迅速に配分する。

なお、義援物資については本編 第3章 第8節 2「食料・生活必需品等の供給体制」による。

(1) 義援金

機 関 名	計 画 内 容
白 子 町	<p>1 募集の決定及び周知 災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</p> <p>(1) 振込金融機関口座(金融機関名、口座番号、口座名等) (2) 受付窓口 (3) 募集期間 (4) 振込手数料の取扱い (5) 税制上の取扱い (6) 配分方法</p> <p>2 受付 町に寄託された義援金、寄附金(見舞金)は、総務班において受け付ける。</p>
県	<p>県に寄託された義援金は、出納局において受け入れ保管する。寄附金(見舞金)は防災危機管理部で受け付ける。</p>
日 千 葉 県 支 部 赤 部	<p>日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び町において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</p>

(2) 義援金の配分及び輸送

機 関 名	計 画 内 容
白 子 町	<p>町は、県又は日赤から送付された義援金を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て健康福祉班が被災者に配分する。</p> <p>健康福祉班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合はその基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。</p>
県	<p>1 県で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、災害義援金配分委員会を設置し、決定する。</p> <p>2 義援金は、被災地の状況を勘案して配分を決定し、市町村の指定する場所まで輸送して市町村に引き渡すものとする。</p>
日 千 葉 県 支 部 赤 部	<p>赤十字に寄託された義援金の市町村に対する配分については、被災した県、各行政機関並びに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金配分委員会の協議により決定する。</p>

(3) 義援金の保管場所

機 関 名	計 画 内 容
白 子 町	<p>寄託者より受領した義援金は被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。</p>

10 その他の生活確保(日本郵便株、労働局、NHK)

機 関 名	計 画 内 容
日 本 郵 便	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆</p>

株 式 会 社	<p>の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵便関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。 2 災害時における窓口業務の維持 3 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
労 働 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 巡回職業相談の実施 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
N H K	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。十字に寄託された義援金の市町村に対する配分については、被災した県、各行政機関並びに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金配分委員会の協議により決定する。</p>

11 中小企業への融資（会計課、町商工会）

町は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会等との連携を図り広報等を行う。

12 農林漁業者への融資（産業課）

町は、農林漁業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

上下水道・電気・ガス・通信等の施設及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後には応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設（広域水道部）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

（1）復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化およびループ化を基本とする。
- エ 町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

（2）漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - （ア）漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - （イ）修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 小規模下水道施設（コミュニティ・プラント）（環境課）

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

3 電力施設（東京電力パワーグリッド株）

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、町民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

（1）火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

（2）送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ " のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ " のその他の線路

（3）変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

4 ガス施設（ガス事業所）

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア 供給設備
- イ 通信設備
- ウ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 供給所における復旧作業

ガスの供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

- ア 供給施設

ガスの供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。また、ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

イ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設（東日本電信電話株）

東日本電信電話株式会社における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

* 上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

6 農林・水産業施設（産業課）

（1）農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

（ア）用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

ウ 排水施設

（ア）堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。

（ウ）被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

（2）林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

7 公共土木施設（建設課、県）

（1）道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設の復旧を行うものとする。

（2）河川、海岸施設

河川、海岸施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

（ア）堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

（イ）堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

（ウ）河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

（エ）河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

（オ）護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

（ア）堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

（イ）堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

（ウ）護岸、水門の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第3節 激甚災害の指定

町及び県は、激甚災害が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。)の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査(総務課、県)

(1) 激甚災害指定の手続

町内において、大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

(2) 激甚災害に関する調査報告

知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の関係各部に必要な調査を指示し、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。

2 特別財政援助額の交付手続き等(総務課、県)

(1) 町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

(2) 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

第4節 災害復興

1 体制の整備（総務課）

町は、町民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

町は、東日本大震災や関東・東北豪雨の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、研究する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方（総務課）

国、県、市町村などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

県では、平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みむこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

町は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、町は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

3 想定される復興準備計画（全庁）

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2）都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と町民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

（3）住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

町の重要な産業である観光、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討(全庁)

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災並びに関東・東北豪雨に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 各種協定の締結
- エ 受援体制の充実・強化
- オ 代替施設や災害対応用地の決定
- カ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 白子町産農産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生の発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化